

平成 2 7 年 第 1 回 定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 3 月 9 日（水）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成27年3月9日（月曜日） 午前9時58分～午後4時20分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
総務部次長兼総務課長：伊藤義之	総務部次長兼契約検査課長：久保江信晴
総務部次長兼税務課長：佐藤哲男	総務部次長兼総合防災課長：平 寛二
会計管理者：進藤 久	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
秘書課長：福田 浩	財政課長：舩谷祐幸
管財課長：舩屋博之	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄
財政課長：舩谷祐幸	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第 1 議案第 7 号 大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 2 議案第 8 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【説明・質疑・討論・表決】
- 第 3 議案第 9 号 大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 4 議案第 3 8 号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）【説明・質疑】
- 第 5 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度大仙市一般会計予算【説明・質疑】
- 第 6 議案第 6 1 号 平成27年度大仙市内小友財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 7 議案第 6 2 号 平成27年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 8 議案第 6 3 号 平成27年度大仙市荒川財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 9 議案第 6 4 号 平成27年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 1 0 議案第 6 5 号 平成27年度大仙市船岡財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
- 第 1 1 議案第 6 6 号 平成27年度大仙市淀川財産区特別会計予算
【説明・質疑・討論・表決】
-

午前9時58分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） 皆さんおはようございます。

定刻前ですけれども、皆さんがお揃いのようなので、ただ今から委員会を始めさせていただきますと思います。

委員及び職員の皆様には、大変おいそがしのところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今ちょうど卒業式シーズンで、私も昨日、地元の中学校の卒業式に出たのですが、いつもこの季節になると感じるんですが、若い子どもたちの本当に夢をきっちり叶えてやりたい、そういう環境を我々も一生懸命、創っていきたいものだなと、出るたびに思っております。

まだ、なかなか実践の方が私自身はあまり伴いませんので、いつも心を新たにする良い機会だなと思って、卒業式に参加させていただいております。何とか皆さんからも是非、本当に地元を発展させるためにも、また日本の国全体にいろいろな力を出す子供たちがあの中にいっぱいいると思いますので、一緒に支援していきたいものだなと、そういうふう感じたところであります。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、明日、10日は市民部及び両部に係わる案件について審査いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 皆さんお早うございます。

改めまして委員の皆様におかれましては、委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、総務部関係としましては、条例案が3件、26年度の補正予算案が1件、それから27年度の当初予算案が1件でございます。

なお、年度末の財政運営の中で財源の状況を見ながら、このあと、できればもう少し、財政調整基金の積み増しなども、考えて行きたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

どうかご審議よろしく願いいたします。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案に加え、補正予算、そして27年度当初予算もあり、内容が大変多くなっておりますので、説明は新規事業、拡充事業、また、特に説明を要する事項について簡潔にさせていただきたいと思えます。

なお、説明にあたっては、資料は使用されると思えますが、その資料は我々の方に、この資料であるということ明記しながら一緒に説明していただければと思えます。大変たくさんの資料をいただいておりますので、その使う資料についても説明をお願いいたします。

なお、質疑の時間を多く取りたいとおもっておりますので、よろしく願いいたします。

なお説明は座ったままで結構です。

【議案第7号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第7号、「大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務部次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） どうもお早うございます。総務課の伊藤でございます。よろしく願いいたします。

本日の委員会に出席しております総務課の職員を初めに紹介させていただきたいと思えます。

私の隣でありますけれども、職員班長の竹村参事でございます。

後に控えております行革総務班の班長であります森主幹でございます。

それと文書法制班、班長の福原主幹でございます。

よろしく願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

議案第7号、大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。資料の方は特段ございませんが、議案資料No.1の3ページから6ページになります。それでは説明させていただきます。

本条例の基本となります行政手続法が改正されまして、行政指導等に係る制度の見直しが行われることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正の内容ですが、条例の内容をご覧頂きたいと思っております。4ページの真ん中より下の方でございます。

第34条の2におきまして、行政指導を受ける者が、当該行政指導が法令の規定する要件に適合しないと思料される時は、当該行政指導の中止やそのほか必要な措置を取ることを求める旨を申し出ることができまして、市におきましては、必要な調査を行い、法令等に適合しない場合は、行政指導を中止するなど必要な措置を講ずることを定めております。

5ページになります。第34条の3におきましては、法令に違反する事実がある場合において、市がなすべき処分又は行政指導がなされていないと思料される場合、だれでも、市に対しまして、その旨を申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができることとしたもので、その申し出があった場合、市は、必要な調査を行いまして、その結果に基づき、必要がある場合は、処分や行政指導を行う事としたものでございます。このほか、所要の文言整理と、附則におきまして、本条例を引用しております関係条例、2本ございますけれども、これの改正を行いまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この条例の制定をすることによって、これまで行われていた市税条例だとか、こういった国保条例だとか、こういった関係に関する行政指導というふうなもの、その在り方にどのような変化が来るものなのか。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 市税条例とか国保条例に定める、いわゆる税関係に関しましては、この行政手続法に関わるものではなく、いわゆる税法とか国税徴収法とかに関わる、定められている規定によりまして、いわゆる様々な、行政的なものが行われるものでございます。

この行政手続き条例につきましては、あくまでも様々な違反されていると認められる場合に、それを指導したり、助言したりするというふうなことでございまして、この条例によっては、強制力は元々無くて、あくまでも指導に従っていただくという、お願いというふうなところから、抜け出てない部分でございまして、あくまでも法的に強制力を持ってくるというふうな内容については、別の法律あるいは条例で定めるものに従って行くというふうな形になっていくものでございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今回の条例制定というのは、結局、行政指導できる、その根拠についてのいろんな関係法令だとかを、しっかりと示すというふうなことでしょう。そして、行政指導される相手方というふうな方々は、その指導については、許否できるとか、そういうふうなことに対しても、改めて調査をして、ちゃんと中止をしたり、あるいはまた行政指導をしっかりとやったりというふうなことを定めたものなんですよ。具体的には、どの分野でどのような事業での、行政指導が出てくるものなんですか。今まであったような関係というのは。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 指導例でございすけれども、例えば、早朝から行われております土木工事の騒音の苦情を受けた場合に、その行政指導として、工事を始める時間を例えば午前8時以降にすることを求めるというふうな指導を行ったり、あとは志が補助金の交付団体に対しまして、補助事業の遂行にあたって、その助言を行うこと、あるいは実績報告書の提出におきまして、追加で資料の提出とか、通帳の写しなどの書類の提出を求めることができるというふうな、そういった形のものが、例として挙げられるものでございます。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第8号】

○委員長(金谷道男) 次に、議案第8号、「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。平次長。

○次長兼総合防災課長(平寛二) おはようございます。総合防災課の平でございます。職員2名来ておりますので、ご紹介申し上げます。渡邊参事でございます。消防の方を担当しております。それから伊藤主幹であります。防災の方を担当しております。よろしく願いいたします。

それでは説明いたします。議案第8号、議案書の7ページから8ページでございます。資料につきましては、特にございませぬ。それでは説明いたします。

議案第8号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、本市においても、消防団の活動の充実強化のための施策として、消防団員の処遇改善を図るため、平成26年度に消防団員の報酬等の額の見直しを行っておりますが、今般、それでも、なお、地方交付税措置額基準額に満たない階層の報酬額を同基準以上に引き上げるものであります。また、災害現場で雑踏整理など、消防団の活動を補助する消防団協力員については、消防団員の数が定数に満たない状況を補う制度として設けましたが、任命の実績がなく、廃止することとしまして、報酬規定を削るものであります。

消防団員報酬の額の見直しは、報酬の年額を、副支団長は、66,000円を69,000円に、分団長は49,000円から50,500円に、副分団長は、39,000円から45,500円に、部長は36,000円から38,000円に、班長は35,000円から37,000円に、副班長は34,000円から37,000円に、団員は33,000円から36,500円に改正するものであります。

本条例は、平成27年4月1日より、施行するものであります。以上であります。よろしくお願ひします。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 団員の報酬について、今回のこの改正で国から示されている交付税単価にまず届いたということで、まず非常に嬉しく思います。

今回、退団者より、入団者の方が数名増えていると思うんですけども、それは各それぞれの消防団で尽力されたものなのか、それとも今回、報酬の改定あったというの何か影響あったものなのか、そこをもし分かれば教えて頂きたいのと、ここにはないですけど、出動手当、それについてはまだ国から示されている交付税単価にまだ到達していないと思うんですけども、今後、段階的な引き上げとかは、考えているのか、いないのか、もしその部分もあれば教えていただければと思います。

○委員長（金谷道男） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 団員につきましては、現在、年度当初よりも多少減っておる状況です。6名、7名ぐらいであります。これにつきましては、変化なしというふうに捉えた方がよろしいかなと思っております。うち、女性団員については40名ということで、これについても変化なしという。今年度から何と申しますか、定年制を一般団員につきましては65歳から70歳に引き上げた関係もございまして、そういう点から数には大幅な減とか、そういうことは無かったのかなと、感じてございます。

それかた2点目でありますけれども、国の方の出動の交付税基準単価は7千円というふうに向っておりますけれども、現在の、去年、26年度、400円上げまして4,400円としたわけでありまして、当面、財政の方と相談しながらですね、これについても検討しなきゃいけない、というふうには考えてございますけれども、今のところ見通しは申し上げられない状況でございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 大仙市の全体の消防団員の中での欠員、何名ぐらいですか。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 定数がですね、1,691であります。実員数は1,348でございます。

- 委員（橋本五郎） せば、なんぼだっちょ。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 大変失礼いたしました。343名であります。
- 委員長（金谷道男） 橋本委員。
- 委員（橋本五郎） それで、そういうのを今後の課題として、機構改革をやっているの
でしょ。機構改革は今回になってないけれども。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） ただいまですね、消防団の再編について、検討中とい
うことで、現在まだ、結論は出ておりませんが、25年度より検討を続けておる
ということで、大分、話しの熟度としては、高まってきているということで、27年度
中には、姿をお示しできるかなというふうに考えてございます。
- 委員長（金谷道男） 橋本委員。
- 委員（橋本五郎） ただ今、このとおり手当等、報酬等を上げて、すれば欠員の300
なんぼが補えるのかというところという問題では無いと思うんだよな。根本はね。だから
そのあたりを良く踏まえながら、機構改革というものを進めて参りたいと思ってる。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） はい、わかりました。
- 委員長（金谷道男） ほかにございませんか。
大野委員。
- 委員（大野忠夫） 今、橋本委員の言ったことにも関連もあるんですけども、今、こ
の条例の中で、協力隊員というのがあったしね。これがもう必要ないからと、いら
ないということだしな、今の条例から言えば。報酬制定の廃止ということになってい
るんしな。そうすれば今まで、この協力隊員というのは必要で置いた訳だと思
うんですけども、その実績というのは何も無いということなんだしか。その
辺まずひとつ。
- 委員長（金谷道男） 平次長。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 消防団の協力員につきましては、24年度から制定し
まして、報酬については2万円置きまして、業務内容を簡潔に申し上げますと、消
防団員の後方支援ということでございます。5年以上経験した方という、そ
ういう方を見据えて、消防団員の欠員を補う制度としてスタートいたしまし
たけれども、今年まで実績がございませんし、片や今年4月から定年が65
から70になったということもございまして、形骸化しているということ
でありまして、今般、廃止するという扱いにさせて頂いております。以上
です。
- 委員長（金谷道男） 大野委員。

- 委員（大野忠夫） 廃止することはいろいろ考えてやることだから良いけれども、今まですれば協力隊員が必要で、隊員として設けた訳。だどもその隊員は、実績はどうであったかということ。
- 委員長（金谷道男） 平次長。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） ゼロという、努力はしましたけれども、ゼロという状況でございます。
- 委員長（金谷道男） 大野委員。
- 委員（大野忠夫） そうすれば、その極力隊員を置くことを考えた、中身はゼロであったと。要するに考え過ぎだったのかなということなのか、あえて、その付けた方が良いということで、ただ付けたことなのか。そうすればさっき言ったとおり、2万円というお金は無駄遣いをしてきたことなのか、どうですかその辺は。
- 委員長（金谷道男） 平次長。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 当時不足を補う制度として、スタートさせました。それで、協力隊員につきましては、実際、登録がございませんので、年額報酬の支払いも無かったということございまして、どうかよろしくご理解頂きたいと思います。
- 委員長（金谷道男） 大野委員。
- 委員（大野忠夫） わかりました。そうすればさっき橋本委員が言ったように機構改革でということで、そこできっちり今までの反省を含めてやるということだんしな。
- 委員長（金谷道男） 佐藤部長。
- 総務部長（佐藤芳彦） 今、消防団の再編ということで、26年度から実質的な協議を行っております。その中で、勿論、それぞれの実際に活動して頂く、ひとつの班の実員がどれくらい必要なのか、分団としての実員がどれくらい必要なのか、そういったことから、それぞれ1個1個、今、ひとつの課題をひとつ一つ整理をしながら、その消防団員の皆さんで、ひとつ一つ議題を作ってもらって、整理をして行くというようなやり方でしております。その中で、当然再編なので、現在の定数とそれから将来の、この定数のままでやっていくのかどうかということも一つの議論になってますけれども、そうした中におきましては、やはり各地域、それぞれ、実員というものは、かなり波があります。その中で、今、資材、いわゆる消防団関係の積載車を含めた活動できる資材の整備も含めて、今後どのくらいの定数をきちんと必要なのかということも議論しております。今現在の充足率というのは、26年の10月1日の実員でいきますと市全体では7

9.7という充足率になっております。その中で例えば太田地域は97.3という高い充足率のところもありますし、西仙北地域は51.3という充足率になっておりますので、かなりそこに温度差がありますので、そういったところには当然、分団の再編成というのも一緒にやってもらっているところがございますので、そういったところを皆さんで議論して頂いて、どういった姿がこういう広域的な消防団の活動に最も適する姿なのかということ、今、団員の皆さんに話しをして頂いて、その中では我々も会議に出させていただきますまして、一緒になって考えているところでありまして、かなり会議の中では、熟成されてきているのではないかというふうに思いますので、それらにつきましても、一定のところでは整備された段階では皆様にご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければこれにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第9号】

○委員長（金谷道男） 次に議案第9号、「大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは議案第9号、大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、であります。

議案書の9ページ、10ページであります。よろしくお願ひします。

これは、災害見舞金の支給条件を拡充し、市民が市内で発生した災害により、死亡した場合において、見舞金を支給することとするものであります。

市内で発生した災害により死亡または死亡したと推定される場合に、当該世帯に対して、1人当たり20万円の災害見舞金を支給することとするものであり、平成26年12月1日から適用するものであります。以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 災害救助法に該当しないケースに対しても市としてお見舞金を出すというふうなことは大変良いことだと思います。

今年度も亡くなった方もいらっしゃったんですが、この対象に皆さんなれるのか、なっているのかというふうなことと、それから今年度のこの降雪量が非常に少なかった訳ですけれども、この災害救助法の適用の見通しというふうなものが、あるのかどうか。今回は該当にならないのか、どうか、その辺をちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） お答えいたします。

今般、大仙市内で雪害により死亡した方は2名でございます。災害の発生場所が大仙市内である、それから居住しておる大仙市に居住する方ということでありまして、ただ、1名につきましては、大変残念ながら1人世帯でございまして、その方に対しましては、該当しないということになってございます。同居の世帯に対して交付するというところでございます。

2点目の災害救助法が適用になるかという状況でございますけれども、現在、救助法の適用状況としては、徳島県だけということで、2県の都道府県以上、全国で適用になった場合、全案件が該当なるということで、現在のところは秋田県は該当ならないというふうに捉えております。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう1点、これは災害救助法で適用になったケースに対しても、併給というふうな形でよろしいのですか。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 災害救助法適用する、しないに関わらず、併給という形もございます。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の見舞金と直接と関係ないのですが、今般、大仙市の職員の方で、学校給食の関係で誰か1人亡くなったことがあったんしね。この関係について、状況はしっかりと私たちも把握していないのですが、このことはどこまでどういうふうになったのですか。結果として。顛末と言いますか。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 発生場所は大川西根小学校ということでございました。冬休み期間中の雪下ろしというふうなことで、3階の給食口の上の雪尻を除去するために、1人で屋根を伝って行って雪尻を除去しようとして、転落したという、そういう状況でございまして、発見者につきましては、当日、清掃事業者が現場に到着したときに落ちている姿を発見したという、そういう状況で6メートルの高さから転落したということで、病院に搬送されましたけれども、1時間半後ぐらいですかね、11時6分くらいに、まあ発見が10時でありまして、昼前に息絶えたというふうに伺ってございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） この3年、4年の大雪で大夫そういう事故があるものだから、雪の事故防止のために、1人で作業をするとか、そえから命綱を付けられとか、ヘルメット被れとか、そういう細かい指導もあるいは防災の方からもメール発信なんかしてやっているんだけど、職員の側で、そういうことを全く意識をしないということは、非常に問題があると思うんですよ。今の行政の係わりでないけれども。指導する側が、そういうミスを起こすとなれば、話しにならない訳なんですな。その辺はどうですか、おかしいところに発展するんだけど、大仙市職員、全てそういう意識はしっかりと持っているという認識に立っているものだし。

○委員長（金谷道男） はい、部長。職員の防災意識。

○総務部長（佐藤芳彦） 今、大野議員からご発言があったように、平日頃から職員には、屋根の雪下ろしの際は必ず2人以上でやると、それからヘルメットを被ること、命綱

を付けること、ということで口を酸っぱくするくらい、お話をしているつもりでありますけれども、残念ながら今回の大川西根小学校の場合は、当時、冬休みでありましたけれども、教頭先生はおりました。ヘルメットは被っておりましたけれども、残念ながら命綱をつけていなかったという状況であります。ですから、そこにやはり管理の一部不徹底があったと認識しております。

この事案に関しましては、当然、警察、それから労働基準監督署から事情聴取を受けております。職員には当然、自分の家でする場合、あるいは町内の人がやっている場合でも、声かけ運動をしっかりしてくださいということもお話しておりますので、まず市民の皆さんの模範となるように、やっぱり職員がしっかりしないと、これはいくらやって下さいと言っても、なかなか進みませんので、やはりそこは職員の自覚、それは我々校務員として絶対にやらなければならないことだと思っておりますので、まだまだ十分ではありませんので、今後、必ず徹底するように努めて参りたいというふうに思います。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 何か、その話しといえばしっかりとしたところで、今みたいにされるとそうなのかなと思うんですけれども、そう間までに、いろんなところに行ってニュースが入ると、1人で作業というけれども、監督する人はいだったんでないかと、いう話しも聞こえてますね。だから私が言うと、そういう人がもしそこにいたとすれば、なぜ、何もしないで、一人その作業をやる、命綱も無いという状態で作業を見れるのかなと言う疑問を生じた訳です。もし、そういうことが無かったと言えれば別だけれども。そういう噂も結構聞いておりますので、そういうことを考えると私それ以上は言いませんけれども、災害情報だとか、メールを出しておりますので、そのくらい毎回出して、発信する訳だから、しっかりと対応をお願いしたいということを申し上げておきたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今のことに関して私もいろいろ市民の方から言われていたことがありましたので、ちょっと伺っておきます。

いずれ今回の大川西根小学校の用務員さんの事故については、公務災害になったのか、どうか、ということがまず1点。それからいずれ建物が非常に高いところから転落して死亡に繋がるというふうな事故が発生している関係で、公務員がどこでも用務員さんとかは何でも仕事を持たせられるというふうなこともあって、雪下ろしから何からやるわ

けですけれども、いずれ市の職員の方々も、高い屋根に登って雪下ろしをするという、高いところでの作業というふうなものが、これ以上高いところは登らないで、専門家に頼むとかというふうなことが適切なのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の作業にあたっての、あんまり高いところに登っての雪下ろし作業というふうなものを一般公務員の方々がやっていいのか、というようなあたりのところは考えていないものでしょうか。

○委員長（金谷道男） 部長だな。佐藤部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 屋根の雪下ろし業務そのものにつきましては、業者さんをお願いするというのが、今までやってきた方法であります。今回の大川西根小学校の場合は、子どもさんたちの給食の搬入口をその次の週からでしたか、子どもさん方が登校してくるということで、自らやられたということも伺っておりますので、ただ、先ほど申し上げましたとおり、少なくとも命綱を付けて、それから1人の方は下にいて声かけをするということは勿論これは絶対ひつような事でありましたので、その点が少し不十分であったというふうに考えております。公共施設全体の雪下ろしにつきましては、基本的には業者委託を考えております。

それから労災の認定については、申請をしております。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 基本的に業者の方に委託をするというふうなあたりで、学校現場なんかでは用務員さんが、やっぱり、非常にベテランの方々は、そうした気持ちから子どもたちのことを考えて自分から上がって下ろすというふうなことなどもやっておられるというなのが、日常的にあるみたいなので、一定にしてもそういう公共施設の雪下ろし等の作業は、何メートル以上のものについては絶対に公務員は、用務員さんも含めてやっぱり、登らないで専門業者さんの方に委託というふうな、基準をしっかりと設けてやるべきではないかなというふうなことを付け加えさせて貰います。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今、佐藤さんが言ったのも、教育委員会では学校にはかなり厳しく通達をしているという、地元の先生方から聞けばしな。絶対上がってはやだねということ。雪下ろしは。この人は囑託でしょ。だから各学校は厳しく教育委員会では1人そういう仕事をしては駄目だと、屋根に上がっては駄目だということはかなり厳しく通達をしているんだと、いうことを地元の学校の先生方に、だからなして上がったものだめな

と、というようなお話まで我々が聞いているのだから、やはり教育の現場の中でそういうふうなことが起きたということが非常に残念だなという（聞き取り不可能）

まず、答弁は要りません。

○委員長（金谷道男） ほかに。

1点だけ良いですか。

さっき、1人世帯には見舞金を支給しないというお話だったのですが、遺族にもやらないのですか。

災害弔慰金は遺族の方に行く順番も決めてあるし、全部あるんだけど、それを1人世帯にやらないという根拠は、何か条例そのものを全部読んできた訳でないので、ただこれを見る限りにおいては、どうもそういう感じのものでは無いという、大事なことになるので。もう一回確認させてください。

暫時、休憩します。

休憩（午前10時42分～午前10時47分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 条例におきまして、条例の文はこのようになってございます。

第3条において、支給対象、当該被災した世帯又は事業者に対し支給すると、こういうふうになってございます。ただその被災した世帯という扱いにつきましては、私、担当課では限定的に考えておりましたけれども、災害救助法に倣いまして、公儀に解釈して運用していくということでご理解いただきたいと思っております。血族に対して、支給すると、その血族を捜し当てる努力をいたしますと、こういうことになってございます。以上であります。

○委員長（金谷道男） 私の言っているのは、まずやるかやらないかで、やる。だから前段のこの見舞金を決めるときに私たちも気が付かなかったのだけれども、支給対象を世帯という表現の仕方が、果たして良いものかどうか、事業者は良い。事業者はな。特定できるから。会社であろうが、個人であろうが事業をやっているという意味だべがら。世帯は3人も4人もいる可能性がある。そのうちの誰さやるのよと。誰でも良いのかという話し。多分災害弔慰金条例では多分、順番決めてるんでねっけが。それに準じてや

るということでの条例だということなべ。そこのところをはっきりしておかないと、何もねべがら、おそらく規定の中に何もねべがら、規則か何かで、それをどこかさ、ちゃんと定めておいた方が良くと思います。ということで。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 再確認の意味であえて申し上げます。

その見舞金の順位につきましては、災害救助法に倣いまして、優先順位を決めていくと、こういうことであります。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） 弔慰金条例に基づいてなべ。

弔慰金支給条例に基づいてなべ。災害救助法でなく。災害救助法にそなたごと書いてねべ。

○次長兼総合防災課長（平寛二） この条例につきましては、条例名、大仙市災害見舞金支給条例でございます、この順位につきましては、規則の方で定めて参りますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの次長の言っていることはわかるんだのも、これは人の解釈によって、きちんとしたものを作っておがねば、その時々によ、課長あるいは次長によって、あるいは部長によって、解釈の違いが当然出てくるもんでねが。従ってやっぱりちゃんと、明文化していかなければ、こんたごどは、やっていかねばできねと俺は思うんだのも、その点は、大変説明はよ、良く解釈してやるということなべ、理解できるんだのも、こと金の問題については、やっぱりきちんと明文化さねば、将来に渡って、トラブルの原因になるもんでねしべが。その給付金の順序だら順序でも良いから、そこをちゃんと（聞き取り不可能）おがねばだめなんだと思うよ俺は。せっかくそうだとすれば。準ずるでも良いから、そこあたりをちゃんと明文化さねば、ただ、その時その時で良く解釈するという答弁、それなば（聞き取り不可能）だと思ふんしよ。なんただしか次長さん。

○委員長（金谷道男） 平次長。

はい、部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 災害見舞金につきましては、市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者、または被災した住家若しくは事業用建物が該当するというのが条例の文言なので、これからすると住民基本台帳に登録されているものだとすると…。

○委員長（金谷道男） それは被災した対象者の話だべ。

対象者さ、払うの。死んだ人さ、払われねべ。絶対払われねごどだべ、それは。

○総務部長（佐藤芳彦） んだがら、それを規則で、例えば、1人世帯の場合は規則で順番を定めて、きちんと。何親等以内の場合に、順番は当然あるわけですので、そういったふうに定めて、規則に委任してやることはできるというふうに解釈しますけれども。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 部長よ、俺だ言っているのは、部長の言っていることは十二分に理解できるよ我々は。ただ、したがら、明文化しておかなければできないでしょうって言っているんだ。それは言いたいことは十二分に理解できる。ただ書いたものが無ければ、その時々によって違ったりすれば大変でないかなと言ってるんだ。だから明文化しておがねばできねべって言っているんだ。

○総務部長（佐藤芳彦） もちろん、規則を定めるということは明文化することで、その規則については、当然議員の皆さんにこういうふうに決めましたということ、勿論これはお配りして見ていただくことになりますので…。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 部長、何だか話しがちょっと食い違っているんだのも。その規則を作ることは当然、良いことだし、条例の時、この際よ、この際、支給する際だから、規則もきちんとしたものをここさ出して、こうやりますから何ただしかと、皆さんに見せるのは良いけれども、後から作るとか、これをまずやって、あとから皆さんに作ってやるんでなくて、やっぱりせつかく条例出すんだったら、その支給の規則まできちんと、この場を出して貰わなければおかしいでないかと言っているんだ。違うんだが俺の言っていること。

○総務部長（佐藤芳彦） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

今、この災害見舞金条例の改正にあたって、やはり我々の準備不足、それから解釈の仕方のきちんとした、統一した考え方が不足していたというふうに思いますので、この辺に関しては、今、規則に委任できるとすれば、明日もまだ委員会が開かれておりますので、それまでにきちんと委員の皆さんにお示しして行きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） やっぱり今までは、ちゃんと世帯で住人がいるというふうなところで、住人に対して出していたものだから、今度はやっぱり人に対して出すものですから、ちょっとこの備考のところにある、種別の1については、一人当たりというふうなこと

で、1については一人当たりって、何かこういうふうにとまとめると、ちょっと変な感じもする訳ですけども、いずれにしても、受取人というふうなことが明確になるような、条例が無いと、この死亡見舞金についてはやっぱり、何ていうふうに感じましたので、まず今。

- 委員長（金谷道男） 被災の対象者、この見舞金の対象者というものと、受給する人は誰かということとは死亡の場合は完全に違う人でねばおがしいことになる。死んだ人に出すなんて、死んだ人は絶対貰われねがら。そごだ。対象者はこれで良いと思う。
- 総務部長（佐藤芳彦） 今、委員長から話されたことをきちんと整理して、もう一度皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 委員長（金谷道男） そこで委員の皆さん、この議案については、一応、保留ということで、明日、もう一度、審査……。
- 委員（佐藤文子） 一つ良いですか。そういう意味で、勿論、住民基本大腸に登録という表現が、もしたった一人暮らしの方が亡くなった場合には、かなりそこあたり整合性がちょっとね、無くなってくるというあたりもちょっと指摘しておきます。
- 委員長（金谷道男） 論点がありそうなので、被災者の規定と、受給者の規定の問題だと思うので、ということで、この件については保留といたしたいと思います。
この際、暫時休憩いたします。
再開は11時5分といたします。

休憩（午前10時57分～午前11時04分）

【議案第38号】

- 委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に議案第38号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。
当局の説明を求めます。はじめに伊藤次長。
- 次長兼総務課長（伊藤義之） 議案第38号、平成26年度一般会計補正予算（第12号）のうち、総務課関係について説明させていただきます。
資料はNo.3の補正予算書17ページ、資料3-1、主な事業の説明書は2ページになります。

2款1項43目90事業、地域雇用基金積立金でございますが、科目を新設いたしまして、2,004万8千円補正するものでございます。

地域雇用基金につきましては、市の重要施策において雇用してきた学校生活支援員等の人材を継続的に雇用する財源に充てるため、積み立てるものでございます。事業説明書の3番のこれまでの成果と今後の方向性に記載してございますけれども、平成26年度は、消費生活相談員、心の相談員、家庭の相談員など10事業39名の方々の賃金に対しまして、5,120万8千円を充当するものでございます。ちょっと上の2の事業の概要のところをご覧頂きたいと思っておりますけれども、平成27年度当初予算におきましては、学校生活支援員12名と複式学級支援講師1名の13名分の財源に充当するもので、26年度は預金利子4万7,269円を含めまして、2,004万7,269円積み立てしようとするものでございます。

以上、総務課関係について説明いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） よろしく申し上げます。

今日の財政課の出席職員を紹介いたします。財政班の班長の伊藤です。

すみませんそれでは財政課所管の補正予算の方を説明申し上げます。

補正予算書、資料No.3の17ページをお開き願います。

はじめに2款1項41目の財政調整基金の積立金の補正額59万円。同じく42目、減債基金積立金の補正額2万5千円。51目、公共施設修繕基金積立金の補正額4万7千円。また、52目の地域の元気臨時交付金基金積立金の補正額4万7千円、こちらにつきましては、いずれも利子分の積立として補正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算書の27ページ、それから資料No.3の1の事業説明書3ページの方を併せてどうかお願い致します。

こちらは歳出の12款、公債費になります。始めに「長期債の元金償還金」についてですけれども、今回の補正予算につきましては、借換債の発行によります繰上償還、こちらに伴います償還元金の補正であります。事業説明書、こちらにつきましては、今回借換を行います一般会計と併せて参考に土地区画整理事業特別会計、両方について記載してございます。

一般会計の補正額は、1億3,836万1千円、また、土地区画整理事業特別会計の補正額は1億8,969万円であります。

今回、利率の高い民間資金による市債の借入につきましては、低利率の借り入れを行いまして、市債の負担の軽減を図るものでございます。今年度は、民間資金借り入れ市債のうち、交付税算入のない利率1.5%以上、こちらのものにつきまして、県の市町村振興資金からの借換債を原資としまして、繰上償還を実施するものでございます。

一般会計におきましては、平成15年度から22年度にかけて発行した道路整備事業、まちづくり交付金事業及び公園整備事業、こちらに係ります市債残につきまして、また区画整理事業の特会については、平成18年度から20年度にかけて発行しました駅前第二地区の区画整理事業に、こちらに係ります市債残につきまして、それぞれ借換債を発行し繰上償還を行うものでございます。

これよりまして軽減される利息の額は、こちらでございますけれども一般会計の方は662万6千円、区画整理事業の方は1,031万円、計1,693万6千円となる見込みでございます。

なお、県の振興資金、こちらの借入利率につきましては、3月時点の国の財政融資資金、こちらの方の利率が適用となることになっております。現在、まだ出ておりませんので、今のところは0.5%としてみております。

市債については、今後も計画的な発行に努めまして、適正な財政運営を図って参りたいと思っております。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） 次に佐藤次長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 税務課の佐藤でございます。説明前で大変恐縮ですけれども、今日、同席している税務課の職員をご紹介したいと思います。始めに管理班の高橋主幹でございます。次に市民税班の伊藤参事でございます。次に資産税班の石山参事でございます。次に収納推進班の伊藤参事でございます。どうかよろしくお願いたします。

それでは税務課所管の補正予算につきまして説明させていただきます。

資料No.3,平成26年度大仙市補正予算ですけれども、こちらの方の17ページから18ページになります。ご覧いただければと思います。内容につきましては18ページの方をご覧いただければと思います。

2 款の総務費、2 項、徴税費、1 目、税務総務費、9 0 事業の市税還付金、2 3 節、償還金利子及び割引料 2 0 0 万円の減としておりますが、これにつきましては市税の還付金について、1 月から 3 月までの支出見込みを前年度同様と見込み、予算額 2, 3 3 0 万円に対しまして、不用額と見込まれる 2 0 0 万円を減額しようとするものでございます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に舩屋管財課長。

○管財課長（舩屋博之） ご説明に入る前に、本日、説明補助員として同席している人を紹介いたします。管財課管財班長、伊藤主幹であります。どうかよろしく願いいたします。

それでは、管財課所管の補正予算をご説明いたします。

資料につきましては、資料 No. 3 - 1 の A 4 版、平成 2 6 年度補正予算（案）の 3 月補正②の方で説明いたします。1 ページ目をご覧ください。

2 款 1 項 8 目 1 0 事業、財産管理費の補正でございます。

補正額は 7 3 万円であり、補正後の額は 6, 7 5 2 万円であります。

事業の内容につきましては、2 の事業の概要にありますように、平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日付けで、西仙北地域の旧大沢郷財産区から市が譲渡を受けた分収林につきまして、収穫間伐事業の実施により、収穫材が売却されることになったものであります。これに伴いまして、譲渡契約時に取り交わしました協定書及び覚書により、大沢郷財産管理会へ収益の一部を交付するものであります。

分収林の所在地につきましては、大仙市大沢郷宿字棚ヶ平地内と正手沢字水上沢及び熊野沢地内であります。面積は 2 6 . 7 5 ha、木の材積は 5 8 0 立米であります。

分収造林契約につきましては、昭和 4 2 年と昭和 5 7 年に秋田県林業公社と契約をしたものであり、いわゆる公社造林と呼ばれるものであります。

分収の内容につきましては、市には売払収入の 3 割が配分され、そのうちの 9 割を大沢郷財産管理会に交付するものであります。分収林の売払額は 2, 7 0 3, 0 0 0 円、市への配分額が 8 1 0, 9 0 0 円、大沢郷財産管理会への交付額は 7 2 9, 8 1 0 円となっております。

4 番の補正額の財源内訳であります。その他財源として、雑入の分収交付金が 8 1 万円、一般財源が、マイナス 8 万円となっております。

以上、ご説明いたしました。よろしく願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 次に平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは補正予算3月補正②のうち、総合防災課分について、説明いたします。

補正予算書は19ページをお願いいたします。

3款5項1目20事業、復興支援事業費について、23万1千円を一般財源から、特定財源への財源振替であります。

これは、民生費寄付金20万6千円と災害救助求償分収入金2万5千円、併せて23万1千円であります。

この内訳は寄付金はゆきんこカード6件分、56,844円と大仙市商工会寄付15万円、そして、市営住宅25年月分の1月分の家賃、2万5千円でございます。いじょうであります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 選管の藤井でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは私からは選挙管理委員会所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

資料No.3の補正予算書の18ページをご覧頂きたいと思っております。

2款4項4目10事業、大仙市農業委員会委員一般選挙の執行経費について、でございます。

平成26年7月20日に執行されました大仙市農業委員会委員一般選挙の執行経費の精算に伴いまして、未執行の予算2,434万8千円を減額するものでございます。

農業委員会委員選挙は8選挙区に分かれてございますが、8選挙区とも無投票当選となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 長期債元金償還金について、借換債を発行して、0.5%ぐらいの利率というふうなことのようですけれども、これを借り換えたとか、繰り上げ償還などをお返ししたのは約10数年くらい前から、その当時は7.数%と、相当高い利率だっ

たのですが、いずれこうした低利、1.5%のものを今回は変えたというふうなことのようですけれども、今後、何とというか、借り換え、繰り上げ償還をやる、もっともっと低い利率に、変える、そうしたことが今後とも出来るというふうなあたりの見通し、ちょっと状況を教えていただければと思います。どれぐらいになるか。

○委員長（金谷道男） 舛谷課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の借り換えは借換債を財源に発行しております。この制度は県の振興資金、こちらの方を今回、使わせていただいておりますけれども、県の振興資金の条文の中にこういう借り換えの、のがありますので、こちらの方は来年度以降も県の方と相談しまして、順次、やっていきたいと思っております。それから任意の繰り上げ償還、こちらの方は借換債とか発行しない、まず税源措置して発行するんですけれども、繰り上げ償還するんですけれども、こちらの方につきましては、年度末のその財源の様子を見まして、年後間の財政運用を通しまして、年度末に一般財源に余力があれば、こちらの方も是非、やっていきたいと思っております。

実はこの平成19年度から26年度まで、こういうのをやっているんですけれども、この間、実は26億円の繰り上げ償還をしているんです。それで実際のところ、まず5億3千万円ほどの利息が軽減になっておりますので、非常に大きな将来負担の軽減になっておりますので、こちらの方は順次、財源に余裕があればということが前提になりますけれども、やっていきたいなと思っております。以上です。

○委員（佐藤文子） よろしくお願ひします。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これで質疑を終結いたします。

討論及び採決は、明日、10日に市民部と一緒にまいります。

【議案第49号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第49号、「平成27年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。木村議会事務局長。

○議会事務局長（木村喜代美） 議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算のうち議会費に係る予算につきまして、説明をいたします。

資料No.4、の平成27年度大仙市各会計予算書、及びA3横の平成27年度当初予算概要を合わせてご覧願います。

議会費全体といたしましては、48ページにトータルございますけれども、議会費全体といたしましては、3億7,309万3千円で26年度に比較しまして、およそ5.9%増でございますが、人件費を除きますと、26年度に比較いたしまして、7.6%の2,177万5千円増の3億819万3千円となっております。

増額の主な要因でございますが、議員共済費負担金、議会活動費及び、議会管理費の増等によるものでございます。

それでは、事業別に内容をご説明申し上げます。23ページの一番上になります。

7事業の「議員報酬・期末手当及び共済費」でございますが、これにつきましては26年度に比較しまして、1,715万2千円増の2億8,241万6千円であります。この内、報酬につきましては26年度と同額であります。期末手当につきましては、人事院勧告に伴いまして、26年度に比較し、140万4千円の増となっております。

また、共済費でございますが、負担金率が上がったことに伴いまして、26年度に比較し、1,574万8千円増の9,239万8千円となっております。

次に、10事業の「議会活動費」でございます。こちらは26年度に比較いたしまして、293万8千円増の1,483万5千円を計上してございます。主なものは旅費、政務活動費に係る交付金でございます。旅費につきましては、新たに設置されました広報広聴常任委員会の行政視察の経費や、今月21日に友好交流都市協定締結が予定されております座間市への視察経費等を新たに計上いたしましたこと等から、26年度に比較しまして、旅費が297万4千円増の957万9千円となるものでございます。

政務活動費につきましては、26年度と同額の504万円でございます。1人当たり月1万5千円の12か月の28人分でございます。

次に、11事業の議長交際費でございますが、26年度と同額の90万円を計上してございます。

次に、12事業議会管理費でございますが、26年度に比較しまして177万4千円増の515万5千円を計上してございます。主なものは、旅費、委託料、使用料賃借料

などがございます。旅費は、職員の随行旅費が主なものでございますが、新たに広報広聴常任委員会の行政視察随行経費等を計上いたしましたことから、26年度に比較いたしまして22万6千円増の161万5千円となっております。委託料は、資料備考欄の右側でございますように、27年度から新たに開始を予定してございます本会議のインターネット中継に係る初期費用、106万6千円でございますが、こちらを計上いたしましたことから、26年度に比較いたしまして106万6千円増の203万8千円となるものでございます。使用料賃借料は同様に、備考欄でございますように、本年夏に開局が予定されてございますFMはなびの番組放送に係る経費、69万2千円を計上いたしましたことから、26年度に比較しまして、46万7千円増の71万7千円となっております。

次に、13事業の議会広報発行経費につきましては、26年度に比較し、7万1千円減の427万9千円を計上してございます。装丁は、26年度並みで年間4回発行を予定してございます。

次に、50事業の議長会負担金でございますが、26年度に比較いたしまして1万8千円減の60万8千円を計上してございます。内容といたしましては、資料記載のとおり、全国、東北、秋田県などに係る市議会議長会の負担金でございます。

以上、議会費の27年度当初予算につきまして説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上であります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

鎌田委員。

○委員（鎌田正） 局長あれだっけが、今年からそうすれば、ふるさと会の旅費、今まで議長あるいは企画部で議員の分を持っていたのも、全部今度、議会で持つという意味なんだが。

○委員長（金谷道男） はい、局長。

○議会事務局長（木村喜代美） ふるさと会の旅費につきましては、議長分が議会から、それからそれ以外の議員の方につきましては総合政策で措置してございましたが、今年、27年度からまとめまして、全部、議会の方で旅費を予算措置させていただくことになりまして、その分増減、70万円ほどですが、総合政策の方を減らしまして、議会の旅費の方を増やさせていただいております。最大3名まで、1地区。議長を入れて。2名

がいるところは2名まで。3名以上いるところは3名までということで予算を措置させていただいております。以上でございます。

○委員（鎌田正） 大した楽になったな。はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければ、議会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いいたします。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは総務課関係について説明させていただきます。資料の方ですけれども、ただ今の予算書と、予算概要、それと説明会で使用しました資料に平成27年度当初予算主な事業の説明書、総務部、選挙管理委員会、これを使わせていただきたいと思います。

議案第49号、平成27年度一般会計予算のうち、総務課関係についてご説明いたします。

それでは始めに特別職の人件費について説明させていただきます。

予算概要、資料1ページの左のNo.3の欄でございます。特別職のうち市長及び副市長の人件費について記載してございます。4,915万円を計上いたしておりますけれども、14万8千円増額となっておりますのは、主に期末手当の支給率が増えたことによるものです。

資料3ページのNo.21ですが、関連して、代表監査委員の人件費でございます。1,275万2千円計上いたしてございます。7千円の増額となっておりますけれども、これも、主に期末手当の支給率が増えたことによるものでございます。

次に、一般会計におけます一般職の人件費について説明させていただきます。

予算書の132ページをお願いいたします。

一般会計の人件費につきましては、職員分758人分、64億658万5千円を計上いたしております。昨年度と比べまして、22名減員となりまして、1億1,334万9千円の減額となっております。また、カッコ書きしてございます数字でございますけれども、この部分は再任用職員について記載してございます。再任用職員は26名

で9,734万円となっておりまして、昨年度と比べまして12名増員し、3,997万9千円の増額となっております。

人件費全体では7,337万円の減額となっております。

そうすれが当初予算概要の大きいこちらの資料にお戻り頂きたいと思っております。

1 ページNo.2 をご覧頂きたいと思っております。産業医報酬132万円につきましては、労働安全衛生法に基づきまして本庁及び各支所ごとに配置してございます産業医に対する報酬でございます。

次の3番と4番は先ほど説明しましたので、跳ばして、No.5 でございます。

職員研修及び厚生費の1,722万3千円につきましては、職員の資質や能力の向上を図るために実施いたします階層別研修や県が行います能力開発研修など、各種研修に係る講師委託料、あるいは旅費等の経費、及び職員の健康の管理を目的とします基本健診、胃部健診に係る委託料でございます。なお、この事業に対しましては、市町村振興協会から、市町村アカデミーの研修助成金といたしまして11万8千円を見込んでおります。

次の欄、No.6 でございますけれども、行革関連経費18万2千円につきましては、行革推進会議と指定管理者選定委員会の開催経費といたしまして報酬と費用弁償を計上しております。昨年度より8万6千円減額となっておりますのは、指定管理施設におきまして、平成27年度更新する施設が平年より多くありまして、26年度、指定管理者の選定委員会の回数を多く見積もっておりましたが、平年の回数に戻したところでございます。

次に、No.7、総務一般管理費の3,861万2千円につきましては、本庁及び支所で雇用します嘱託職員、あるいは障害者雇用及び産休代替の臨時職員賃金、社会保険料などが主なものでございますけれども、そのほかに特別職報酬等審議会委員、あるいは情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬、職員採用試験関連経費、弁護士相談手数料のほか、県外への派遣職員の宿舍の借り上げ料などがございます。

2 ページをご覧頂きたいと思っております。

次に、No.8、職員安全衛生費の46万4千円につきましては、職員の安全衛生に対する意識を向上させることを目的としまして、各種事業を行うための経費でございます。平成27年度もメンタルヘルス対策を重点に各支所ごとに事業を行うとともに、公務災害を防止するための事業を行う予定でございます。

次に、No.9、一般管理費負担金の12万3千円につきましては、公平委員会事務を秋田県人事委員会に委託している委託料、秋田県市町村会館負担金、社会保険協会負担金などでございます。

次に、No.10、秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、市議会議員のほか行政協力員あるいは保健推進員など3,828人の非常勤職員の公務災害補償に關しまず負担金382万8千円を計上いたしております。

次に、No.11、図書購入費及び文書等集中管理費の4,221万8千円につきましては、本庁及び支所におけます各種図書購入費及び追録代、コピー用紙等の消耗品の購入代金、その他郵便料、FAXやコピー機の使用料、印刷機の賃借料などがございますけれども、行政コストの削減を図るため、前年度比97万2千円減額となっております。なお、この事業に対しまして、県からの移譲事務交付金といたしまして、1万4千円を見込んでおります。

次に、No.12、法制執務関連経費の333万8千円につきましては、例規集の整備に關する経費で、改正した例規のデータ更新費用、あるいは例規検索システムの使用料となっております。

次に、No.13、アーカイブズ関連経費の1,233万8千円につきましては、事業説明書の1-1ページをご覧頂きたいと思ひます。公文書のうち、重要なものを選別しまして閲覧に供することによりまして市民の知る権利あるいは説明責任にこたえ、未来の在り方について考えることを目的としまして、このため公文書館を設置して選別した公文書及び古文書を保存し、市民の利用に供するほか、これに關連する調査研究を行うことを目標としてございます。

2の事業の概要でございますけれども、平成27年度は公文書館の実施設計と職員に対する公文書管理研修の実施を予定してございます。そのほか非現用公文書の評価選別を行うこととして仙北支所の1万7千冊を対象とするほか、継続して、池田家文書あるいは齋藤善兵衛家文書、大沢郷村行政文書などの調査を予定してございます。

なお、今年度行いました基本設計につきましては、改めて説明させていただきたいと思ひます。

4のこれまでの成果と今後の方向性の欄の※でございますけれども、平成27年、今年の11月12日から13日にかけて、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会が大仙市を会場に開催されます。市民の皆様は公文書館の必要性や有益性を訴える

絶好の機会ととらえまして、この大会に係る開催経費も措置させていただいております。なお実施設計に係る経費といたしまして、646万6千円を計上し、特定財源として、323万2千円の社会資本整備総合交付金と公文書館整備事業債300万円を見込んでおります。

それでは予算概要の方に戻っていただきたいと思います。大変飛び飛びで申し訳ございません。

次に、No.14、行政協力員関連経費の3,953万5千円につきましては、行政協力員881人分の報酬及び永年従事表彰の記念品代、広報配布委託料等でございます。報酬につきましては、平等割が1万円、世帯数割が1世帯1千円となっております。なお、この財源といたしまして秋田県より県広報及び県議会報の配布委託金としまして201万9千円を見込んでいます。

次に、No.15、自衛官自衛隊関連経費の6万7千円につきましては、自衛官募集事務にかかわる経費で、自衛官採用案内書送付の郵便料等でございます。減額の分につきましては、高校生が少なくなったため郵便料を減額したものでございます。なお、この財源といたしまして、国から委託料として6万7千円を見込んでいます。

3ページをお願いいたします。No.17、固定資産評価審査委員会関連経費の6万4千円につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬および研修旅費等でございます。

次に、ちょっと飛びましてNo.24、社会福祉総務費負担金の11万3千円につきましては、大仙市と美郷町地域の保護司で結成されております保護司会の活動に協力するため、活動費の一部を負担するものでございます。

以上、総務課所管分についてご説明いたしましたけれども、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） また職員の減少がまづはっきりしておりますけれども、デイサービスが全部峰山荘の方に移るといようなことで、それに伴う職員の減少だとかも含めて、どの分野のどういう課で減らしているものなのか。その内容について教えて頂きたいというふうなこと、第1点。それから再任用職員が昨年よりも倍近く人数が増えて

おりますけれども、今後、最大どれぐらいの人数が、再任用として、配置されるのか、というふうなこと。その辺をちょっと教えて頂きたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 職員の減員と申しますか、職員の適性化計画につきましては、今年度、再任用職員含めまして、大体30名ぐらい減る予定でございます。減る部分につきましては、この課がどうのこうのという、何人減るとかという訳では無くて、全体的に減らしていくと、いうふうな形でございます。と申しますのは例えば、雪対策あるいは花火産業構想、あと地域の活性化等の担当する職員、そういった職員、セクションも増やして行くというふうなこともありまして、全体的にこう絞っていかないと人数的に出てこないというふうなところが現状でございますので、そこいら辺の業務量等を現課の課長あるいは部長、支所においては支所長、支所の課長等とも面談いたしまして、入れ替えれる所は、入れ替え、再任用職員と入れ替えると、あとは減らせるところはどこで減らしても良いかというふうな分を課長と直接話しをいたしまして、対応して参るところでございます。

あと2点目の再任用職員の配置数でございますけれども、現在のところ、今の再任用につきましては、年金を受給できる年度末までというふうなことでございまして、現在、支給年齢が61歳となっております。定年退職者が50名ほどおりますので、大体半分弱ぐらい、再任用職員がいるものとして、カウントしてございます。ただ、これは来年度の退職者になれば、62歳になりますので、全く年金が支給されない期間が1年以上というふうなことになります。2年ごとに年金の支給年齢、受給年齢が増えていきますので、最高、まだ1年ごとの再任用しかおりませんが、最大、5年間の再任用職員が重なることになります。多分そのころになりますと、かなりの人数が、多分今の、単純に1年に約20人弱でございますので、5年間になるとその5倍、100人ぐらいにはなるのかなと、ただ、職員数も、職員のピラミットも、実は50歳のあたりの、職員がかなり少なくて、退職者もかなり減ってまいりますけれども、大体100人程度にはなるのかなというふうには今のところ考えておりますけれども、その退職者数にも、それ以降はかなり増えるのかなとは思っていたのですけれども、人数もかなり減りますので、大体その程度で100人ぐらいが最大、100人ぐらいになるのかなというふうな感じでございます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

- 委員（佐藤文子） 再任用職員の皆さんは、まず週4日とか、あるいは時間的にも短時間というふうなことで、業務の内容は経験されてきているので、結構今までどおりのような業務もされるでしょうけれども、いずれ、その業務、事業に対する責任の所在というふうなのは、どういうふうになっているのでしょうか。
- 委員長（金谷道男） 伊藤次長。
- 次長兼総務課長（伊藤義之） 時間は短時間にはなりますけれども、一般職、まあ定数からは、外れますけれども、そのまま職員として、任用するということですので、普通の一般職と同様に責任もございまして、それぞれ責任を持って仕事にして頂くこととなりますので、そこは、一般的な臨時職員とはまた別の考え方で、責任を持って頂くと、当然あの、懲戒の対象にもし、一般職と同様の扱いをしていくところでございまして。以上でございます。
- 委員長（金谷道男） 佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 私は常々、職員はこれ以上減らしてはならないという立場を持ってきておりますけれども、今の人数でいろいろ業務上、再任用がいなければ到底、勿論、こなしていけないというふうな業務量も増えてきている訳ですけれども、実際のところ、適正化計画というふうな人数に、今の業務量というふうなものが、その人数でしっかりやっていけるのかどうかというあたりはどのようにお考えですか。
- 委員長（金谷道男） 伊藤次長。
- 次長兼総務課長（伊藤義之） 業務量の問題につきましては様々な市民のニーズとかは出てきていることは確かでございますけれども、これまでも様々工夫しながら業務をやってきたところでございまして、さらにそういった人数が、減るといって、適正にするというふうなことでございまして、能率を考えながら、また職員研修などに力を入れながら、職員の能力を高めて対応して参りたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。以上でございます。
- 委員長（金谷道男） 佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 実際、嘱託、臨時の職員がいなくなかなか現実の業務はやっていかれいというふうな現実もあるわけですが、臨時職員、嘱託職員の数、これがここ3年くらいの推移というふうなもの、人数について教えてください。
- 委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） すみません。人数については、今、資料の持ち合わせが
ございませんので、後ほどご報告したいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

鎌田委員。

○委員（鎌田正） まず1つは今の再任用の件ですけれども、今年は退職者は約50人ぐ
らいいるといことで、再任用は27人くらいといことでさっきちょっと数字が出た
けれども、再任用の希望者はほとんど、再任用しているものだけだ。まず1点。それか
らもう1点、再任用と称して、1番今長く再任用されている方は何人くらいいるものだ
しか。例えば3年とか4年とかっていうスパンで考えた時、一番長い方は何年くらいや
っているんだしか。まずこれお願いします。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 再任用の希望者でございますけれども、基本的には希望
された方は、再任用しているところでございますけれども、ただ、配置の関係で、本庁
に配置するというのが基本でありまして、そこいら辺でちょっと希望されることを辞め
られる方もいるのは事実でございますけれども、まず希望される方は皆さん、再任用さ
れているところでございます。それと2点目の一番長くおられる方といことでござい
ますけれども、駅前区画整理と申しますか、あれの始まった年からでございますので、
4年、市街地再開発の関係で4年の方が一番長いです。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 再任用することで、いろいろ年金の関係あるいは、職労の関係でいろ
いろそういったことをすると思うんだけれども、一般の市民から見ると、毎回喋ってい
るけれども、一般の市民から見るとやっぱり、退職金それ相当の一般の市民から見ると、
それなりの退職金を貰いながら、再雇用だと、なかなか今、民間の会社を勤めて辞めた
人はあとはそれっきりで、そこあたりは差を感じるという人は結構いるけれども、そん
な認識、ただ、あなた方の説明を聞くといつも年金まで間があるから再雇用だとい、
そうばり言っているけれども、一般市民からの感情から見ると如何なものかなと、我々
いつも思うんだけれども、そのあたり逆に、一般市民を対象にし、あるいは60歳以
上の方も対象に、再雇用という言葉は適当でないかもしれないけれども、例えば臨時職

とか、嘱託ということは無いと思うんだけど、何かそんなことは考えたことはないものだし。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 再任用に関しましては、今年から一般に公募して、希望する職員を採用したところがございますけれども、一般の民間企業につきましても、昨年、一昨年でしたか、定年延長とか、65歳までの雇用とか、そういったことが民間企業も言われておりましたので、まあ民間企業においてもそれが浸透している部分もかなりあるというふうに伺いました。そのために当然、今の支給年齢が延びて行くというふうな部分を踏まえてだとは思いますが、そういった形で、まず市の公務員においてもまず同じ状況であったということで、まず再任用制度を導入したところがございます。2つ目の臨時職員とか、嘱託職員とか、一般の人を対象にということがございますけれども、現在、臨時職員等の募集につきましては、年齢制限を付けることが、特別な場合以外は付けることができないということで、広く募集はしているところがございます。やっぱり年齢的にも高い方も募集した場合、希望される方もおりますし、例えば小中学校の用務員さんにつきましても60歳を超えた方もかなりおります。そういったことで、この主旨も年齢に差別を付けてはならないというふうなこともありますので、今後ともそういった形で募集して参りたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） それからもう1点。このNo.8の職員のメンタルヘルス対策ということだけでも、現在、職員の中で、特に若い人だと思ってしまうんだけど、こういった形で休んでいる方って何人ぐらいいる、もしかすれば。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 今は休んでいる方は1人です。

○委員（鎌田正） その休んでいる方の何というか、期限というか、何年くらい待っているものだし。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 一応、病気休暇というふうな形で行くと、病気休暇は成人病だとか、でまず6か月間が病気休暇がございまして、いずれそのあと休職というふうな形になりまして、休職になった場合は3年間職を保有する、まあ有給の期間は2年

間ですけれども、最後の1年は無給と、それで3年間は職を保障して、それ以降は直れないとなると、失職というような、退職というふうな形になります。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） もう1点。このアーカイブズ構想の件だけけれども、これもいずれ大変良いことだと思っている1人だけけれども、前にもこの委員会で話しをしたことがあるけれども、今回もこの事業説明書の中で、今年の11月に福岡で開催されると、研究会が開催されるとなっているけれども、これには大仙市から、職員は派遣されるものですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 福岡で開催されたのは……。

○委員（鎌田正） わり、わり、わり去年だが。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 25年度開催されまして、去年は職員行ってまいりまして、まず状況を視察して、今年度、27年度、開催するというものです。

○委員（鎌田正） それで、それはまずそれで良いんだけど、いつも思っているんだのも、せっかくこれくらいだよ、前々から何回も喋っているんだども、ここはやっぱり専門的に、やれる人間を、例えば今言ったように、さっき補正でも出た、人材雇用基金だがなんだが、ああいうものを利用してよ、専門に年配の方でも、きっちり読める人、解読できる人、そんな人を採用して、今年は揃えるばかりだから、来年度からでもよ、きっちりそういった構想は無いものですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） いずれ、その読める方、解読できる方は、整ったら、やりたいとは思ってますけれども、今のところそういった文書についてはボランティアの方から読んで頂いているということもあります。プラス市の方でも読める者がおれば、直ぐにでもあれなんですけれども、今はまず、まず公文書館を、設置して、その体制、まず見せれる、皆さんに公開できるような体制が整ったあとに、そういった雇用も考えて参りたいと思います。また今おります職員もそういった知識を持ったものもおりますので、職員も育成しながら、対応していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員（鎌田正） 時間が無くてあれだけども、実際によ、28年度に開館するときに、それから準備するじゃなくて、今からよ、もう27年だから、今年と27年度中にきちんと、直ぐに開館と同時に対応できるように、そのボランティアだけじゃなくて、職員

も解読できるような人間を育成していくのが今からの段取りではないのかと、ただ資料だけ、あるいは、建物だけ開館してよ、オープンしてこれで良いというものでは無いと思う。せつかくの物を。だから今からきちんと、年配者だけでは無くて、若い人にも興味ある人は、きちんと育てて、育成していくのが、これの意義あるものではないのかなと思うから、俺はやっぱり早速、人材育成のために、さっき言った人材雇用なんだかの基金でも何でも使ってよ、やるべきではないのかなと思いますので、次の委員会のあたりで、目途をつけてお話をしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） そこいら辺も、古文書を読める者も、職員のことも考えながら、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） はい、質疑の途中ですけれども、この際、昼食のため休憩いたします。

休憩（午後 1 2 時 0 4 分～午後 1 時 0 0 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。総務課関係の質疑。大野委員。

○委員（大野忠夫） 午前中の最後にありましたアーカイブズの話ですけれども、大仙市はこれから一生懸命やっといこうとするところなんですけれども、それに伴って、去年の 1 1 月に大仙市においてアーカイブズのシンポジウムみたいなのをやってたんしな。それでこれは市民から見れば、なかなかそういう産地で、いろんなことをするという事はなかなか良い機会ではなかったのではと思うのですけれども、まあ市でもそれなりに今年次計画でやっている、そのことを合わせて見た時に、やはり急いで、あの講演を聴きながら、急いで先駆けてやるべきものというのはあると思うんですけれども、そういうことを含めて、この前のシンポジウムやって、どういうことを市としては（聞き取り不可能）捉えて、今回のアーカイブズ事業に反映させるという部分、気持ちになっているのか、もし一言、二言でもありましたらこういう機会にちょこっとお聞かせ願ひたいというふうに思います。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 公文書館を設置するというところで、昨年度シンポジウムを開催させて頂いた所です。昨年度開催しましたシンポジウムは、まず公文書館というイメージそのものを市民に知っていただきたいと、こういうふうな活用ができるんだよと、いうところをまず、広く知っていただきたいというふうなことで、開催したところでございます。今年度については11月の13日に、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の全国大会が大仙市を会場に開催される訳でございますけれども、更にこの協議会そのものは、専門的なその分野においては、専門的な方々、あるいは専門的な機関が多数加入しておる機関でございます。昨年度開催したシンポジウムを更に深めた形でさまざまな事例報告、研究会等開催されるところでございます。この大会につきましては、市民の方々はどなたでも参加できるような形で開催されるところでございますけれども、こういった機会も広く市民の皆様にご報告して、有意義な大会にしたいなど、更に公文書館について、見識を広めていただきたいというふうに考えているところでございます。また今年度、27年度でございますけれども、28年度に設置するということを前提に職員に対しても、その公文書に対する理解をさらに広めたいと思ひまして、研修会を開催するところでございますけれども、当然その研修会終わってそれで終わりでは無く、そういった公文書館が建つというふうなことで、専門的な部分についてはともかくとして、そういった事について、誰でも職員であればある程度対応できるというふうなくらいに知識を広めたいというふうに考えておりますし、市民の皆様からもさまざまなご意見、昨年度頂きました。まず昨年開いたシンポジウムにおいては、設置に向けて頑張ってくださいという声がほとんどでございましたけれども、今度は内容についてどういった内容にして欲しいかというふうな部分も広く聞いて参りたいと思ひますし、どういった公文書館にするか、ということについても有識者の方々から、委員になっていただいて、設置懇話会というものも開催してございます。そういった方々の意見も取り入れながら、皆様に利用される公文書館にして参りたいと考えておりますので、どうか委員の皆様におかれましても、そういった目的の為に協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 私からさっぱりわからない質問に感想を述べるのは、ちょっと問題があるなとは思ひますけれども、非常に良い機会、今、次長が言われたように、いろんなこの機会に、そこを感じた人が、いろんな勉強も、またこれからのことも考えた方

がたくさんおると思います。アンケートも取ったようでありますので、非常にそういう意味からすると、さっき午前中に鎌田議員もおっしゃったように、人材育成というのは、非常に大切な分野であると思っておりますので、今の今年度予算も走りながら、1,200万円程度ですけれども、いわゆるこれというのは、時間が長くなれば、もうみんなただらとなつて駄目になるので、やっぱりある程度時間を短縮して、やっぱり人材育成なんか、どんどん進めていただきたいなど、いうことを感じております。また職員の方々も、全国いろんなところにそういうことをやっている部分もあるわけですから、やっぱりどんどんそちらの方に研修に入ってですね、やっぱりいろんなことをこの事業に反映させていただきたいなと思っておりますので頑張らせていただきたいというふうに思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 午前中にございました佐藤文子議員の質問で、臨時、嘱託の人数でございますけれども、区分に関係なくあれなんですけれども、22年度が637人、23年度603人、24年度550人、25年度556人、26年度はまだ冬の分が入ってございませんけれども、505人というふうな状況になってございます。内訳としましては、学校の公務員さん、あとは学校生活支援員さん、あと放課後児童クラブの厚生員、児童館の児童厚生員、あとは道路維持の関係の臨時職員というふうな内容になってございます。よろしく申し上げます。

もう1点、鎌田委員からのご質問で、再任用職員の一番長い職員は何年かという質問で、私先ほど4年と申し上げましたけれども、3年の誤りでございました。お詫びして訂正申し上げます。どうも失礼いたしました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて総務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、秘書課の所管する予算の説明をお願いいたします。

福田秘書課長。

○秘書課長（福田浩） 私の方から平成27年度当初予算に係る秘書課所管予算について、ご説明いたします。

主な事業の説明書はございませんので、こちらの当初予算概要により説明いたします。

7ページをお開きください。

なお、今日同席の職員は秘書課班長の加賀貢規主席主査でございます。

それでは始めに2款1項15目10事業、秘書管理費です。

秘書管理費は、市長・副市長の秘書業務に関する経費、半分以上が旅費でございますけれども27年度は517万9千円の計上でありまして、26年度の434万円に比較しまして83万9千円の増となっております。増額となった主な内容につきましては、新規に秘書課にカラープリンター兼コピー機を導入したものが65万7千円の増、また、例年予算措置しておりました旅費に加えまして、27年度はこれまで事業に関連し他課に予算措置しておりました市長・副市長の旅費が組み替えになりまして、25万7千円の増額となったものであります。内訳の主なものでございますが、旅費281万7千円、先ほどの説明のとおりでございます。需用費88万9千円となっております。この中には修繕費としまして、コピーのカラートナー料、パフォーマンス料と言いますけれども、こちらの方が48万9千円入っております。また食糧費もありまして、18万5千円、これは昨年24万円措置しておりましたので、5万5千円の減額となっております。

役務費23万5千円、こちらの中には通信運搬費14万5千円、昨年、タブレット端末を2台導入しておりますので、14万5千円予算措置しております。

使用料122万3千円となっております。こちらのお大半が花火の来客用機材ということで市の招待席35機材分の機材の分、80万5千円でございます。またここにはコピーの借上料としまして、16万9千円も含まれております。

負担金1万5千円、これは東北市長会等の出席の参加の際に求められる負担金であります。

次に2款1項15目11事業、市長交際費であります。

慶祝、弔慰、協賛等に区分いたしまして、毎月の広報に報告させていただいております。こちらの良く市長の日程がありますが、こちらの下のところ、慶祝、3つの区分で広報に載せているものでございます。

27年度は、59万2千円を減額いたしまして、340万8千円を計上しております。

26年度の決算見込みに応じて減額しております。25年度それから26年度の決算を見ますと、100万円程度の不用額と言いますか、出ておりますので、59万2千円減額しております。ただ、弔慰金等、予測できない支出等ありますので、1割程度の余裕を見て予算措置しております。また慶祝でございますが、市長が出席する行事の会費、

お祝いということですが、これは会費相当分を慶祝として官官接待など無いようにしております。それから弔意でございますが、これは大仙市の弔祭料に関する規定等により支出しております。協賛につきましては、市主催の市長賞、副賞など、あとは激励金など、そういうものの経費でございます。

次に2款1項15目50事業、秘書費負担金につきましては、昨年と同額の250万8千円の計上をしております。全国市長会分担金が42万8千円、秋田県市長会の負担金208万円と7なっております。それぞれ均等割、人口割がありまして、このようになっております。

以上、秘書課関係当初予算について、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて秘書課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、財政課の所管する予算についての説明をお願いいたします。
舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） それでは財政課関係の当初予算につきまして説明申し上げます。

資料の方は当初予算概要の8ページの方をお開き願います。

始めに歳入について説明申し上げます。

財政課の方では毎年、歳入の方、これは一般財源になりますけれども、こちらの方を説明させていただいております。

はじめに2款、地方譲与税、こちらの方ですけれども、こちらの方は国が徴収しました特定の税目の収入を一定の基準で地方に譲与するものです。こちらは地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税の、こちらの2項目からなっております。前年度比較1,641万7千円、率にしまして2.1%減の、7億5,121万4千円を計上しております。内訳でございますけれども、地方揮発油譲与税、こちらの方は揮発油の製造業者が出荷する際に課税されるものでありまして、平成21年度からは道路特定財源の一般財源化に伴いまして、従来の地方道路譲与税、こちらの方が名称変更されたものでございます。

収入額全額が県と市町村に譲与されまして100分の42、こちらが市町村に配分されるものでございます。前年度比較348万2千円、率にしまして1.5%減の2億2,681万5千円を計上しております。

続きまして次の自動車重量譲与税、こちらの方は、自動車の新規登録、または車検等にその重量に応じまして課税されるものでございまして、21年度からは環境への負荷の少ない自動車、エコカーですとか、そういうものの減免措置が講じてられております。収入額の1,000分の407、こちらの方が、市町村道の延長・面積に応じて配分されるものであります。前年度比較1,293万5千円、率にしまして2.4%減の5億2,439万9千円を計上しております。

続きまして、3款、利子割交付金から、5款の株式等譲渡所得割交付金、こちらの方につきましては、利子や株式の配当・譲渡に対しまして県民税が課税されますが、事務費を除いた5分の3、こちらの方が県民税の徴収割合に応じて市町村に交付されるものでございます。始めに3款の利子割交付金、こちらの方は、前年度比較75万7千円、率にしまして5.4%増の1,469万5千円を計上しております。

4款、配当割交付金、こちらの方は、前年度比較463万1千円、率にしまして31.6%増の、1,929万3千円を計上しております。

また、5款の株式等譲渡所得割交付金、こちらの方は、前年度比較501万9千円、率にしまして241%増の710万2千円を計上しております。配当割と株式譲渡割、こちらの方ですけれども、景気が回復基調にあることから、この株式の上昇などが要因となりまして、大幅な伸びを示しております。

続きまして6款の地方消費税交付金、こちらの方は予算書の方は20ページになりますけれども、26年4月からの消費税率改定によりまして、税率が5%から8%になったことから、地方消費税分も1%から1.7%に、こちらの方も増加しております。26年度は税率改正前の分の交付が含まれておりましたが、27年度からは全てこの新税率による交付となりますので、前年度比較5億9,853万2千円、率にして61%と大幅に伸びております。15億7,954万円を計上しております。なお、増税により増加した分につきましては、普通交付税の算定に全額算定、算入されることになっております。ということですので、結果的にはこの市の歳入への実質的な増加は無いこととなりますので、どうかご承知おき願いたいと思います。

次に7款、ゴルフ場利用税交付金、こちらの方はゴルフ場の利用者に対しまして、県民税が課税されますけれども、この10分の7に相当する額がゴルフ場の所在市町村に対して交付されるものであります。前年度比較33万9千円、率にしまして2.6%増の1,326万8千円を計上しております。現在、大仙市には大曲市民、ロイヤルセンチュリー、新秋田ウインズの3箇所のゴルフ場、こちらの方がございますけれども、それぞれのゴルフ場の規模や利用料金、こちらによりまして税額の方に差があります。

続きまして8款、自動車取得税交付金、こちらの方は、自動車を取得する際に県民税が課税されますが、事務費5%を除いた10分の7が、市町村道の延長や面積に応じまして交付されます。前年度比較567万3千円、率にしまして6.1%減の、8,749万7千円を計上しております。

続きまして9款、地方特例交付金、こちらの方は、税制改正によりまして平成20年度から所得税で控除しきれない住宅ローンの減税額、こちらの方を住民税から控除することになっております。これに伴いまして、地方公共団体の減収を補填するために制度的に交付されるものであります。前年度比較147万7千円、率にしまして5.9%増の2,643万9千円を計上しております。

続きまして、10款、地方交付税、こちらの方は歳入の4割以上、一般財源におきましては6割以上、財政運営にとって非常に大きなウェイトを占める財源となっております。前年度比較7億3,158万3千円、率にしまして3.7%減の192億411万5千円を計上しております。なお、国の交付税特別会計からの各地方自治体への出口ベースの総額では、国の方のマクロのベースになりますけれども、0.8%の減少となっております。地方交付税の方は、普通交付税と特別交付税に分類されますが、地方交付税総額の94%が普通交付税、64%が特別交付税として配分されることになっております。内訳でございますけれども、普通交付税は、前年度比較7億2,197万円、率にしまして3.9%減の180億1,217万9千円を計上しております。なお普通交付税につきましては、これまでも度々説明して参りましたとおり、27年度からは合併算定替の適用額の減額が始まることとなります。またこの影響を見込んでいるほか、算定に当たりましては、総務省の示した全国ベースでの伸び率や、市税の減収見込みに伴う補てん、またルール分であります地方債償還に係ります事業費補正、公債費算入の減額分を見込んでおります。また、現在、総務省におきましては、合併市町村の現状に則しました交付税算定につきましては26年度から5か年程度かけまして、見直し作業を進

めております。最終的には合併算定替え部分の7割程度を確保するという事で、当初大仙市の場合、約50億円前後の合併算定替えの影響額が見込まれておりましたが、一般の見直しによりまして最終的にでございますけれども、大体15億円程度までに、減額されるということで、ちょっと財政運営の方に明るい兆しが見えてきたのかなと、今、思っております。

それから一方、特別交付税、こちらの方につきましては、全国のマクロベースでの伸び率、0.8%減ですけれども、これを勘案して計上しております。前年度比較961万3千円減の、11億9,193万6千円を計上しております。

次に、11款、交通安全対策特別交付金、こちらの方ですけれども、こちらの方は道路交通法に定めます交通反則通告制度による反則金の収入相当額が交付されるものであります。前年度比較187万3千円、率にしまして11%増の1,889万5千円、こちらの方を計上しております。

予算書の方は38ページになりますが、19款、繰越金になります。こちらの方は、前年度繰越金として前年度同額の3億円を計上しております。

続きまして、予算書の方は46ページになりますが、21款、市債であります。市債の方、一般会計全体では前年度比較13億6,985万6千円、率にしまして25.2%と大幅減の40億6,473万5千円を計上しております。これは、中央斎場ですとか峰山荘の移転改築事業の終了に伴います減が主な要因となっております。

財政課関連の市債、こちらの方でございますけれども、一般財源であります、9目の臨時財政対策債、こちらの方ですけれども、こちらの方は地方財政の収支不足の補てん措置としまして、地方財政法の特例として発行を認められております。こちらの方は使途が制限されていない地方債でありまして、いわゆる一般財源になります。こちらの方は総務省の地方債計画に基づきまして算定を行っております。前年度比較1億6,845万6千円、率にしまして9.6%減の15億8,603万5千円の計上であります。

なお、臨時財政対策債については、千円単位での発行になります。また普通交付税の代替財源ということで、こちらの方の元利償還金につきましては、後年度、全額が普通交付税に算入されることになっております。

続きまして9ページをご覧願いたいと思います。

こちらの方は参考資料としまして載せてございますけれども、こちらの方は平成27年度の全会計の市債発行の計画であります。こちらの方は一般会計、特別会計それぞれ

載せてございますけれども、27年度の全会計の市債発行額、こちらの方は57億833万5千円になっております。こちらの方は種類別に載せております。過疎ですとか、合併特例債、全国防災事業債ですとか、種類別に寝せております。過疎債につきましては、非常に我々にとっても重要な市債であります。充当率が100%、交付税算入率7割という、非常に有利な起債であります。こちらの方は土地改良事業ですとか、消防施設の整備事業、こちらの方に充てております。

それから一番項目の多い、過疎ソフトですけれども、こちらの方もまずうちの方では有効的に、ソフト事業に使うということで、27年度も3億4千万円ほどを充当させて貰っております。

それでは合併特例債、こちらの方ですけれども、こちらの方は平成31年度まで発行期間が延長になってございますけれども、来年度も市街地再開発事業をはじめ、各事業に8億1,700万円ほどを充てております。

それから飛びまして全国防災事業債、こちらの方も非常に今、国の方で重要視している起債であります。こちらの方も充当率100%の交付税算入8割という非常に高い起債であります。来年度は小中学校の天井防止落下、こちらの方を全校分やりますけれども、こちらの方に充当させていただいております。

次の10ページですけれども、こちらの方は後でご覧になっていただきたいのですが、各市債ごとの充当率、それから交付税算入率等を載せております。お話ししましたとおり、合併特例債であれば、95%の充当率に対しまして、70%の交付税算入があるというような、そういう格好になっておりますので、ご参考になっていただきたいと思っております。

続きまして歳出につきましてご説明いたします。資料は11ページをお開き願います。

予算書の方は52ページになりますので、よろしく願いいたします。

始めに、2款1項6目10事業の財政管理費、こちらの方ですけれども、315万4千円を計上しております。前年度比較196万円の増となっております。財政管理費、こちらの方は地方交付税ですとか、地方譲与税等の国・県からの依存財源の調達に係わる事務経費及び研修経費、また当初予算書の印刷経費などが主な内容となっております。

また27年度は新たに、国から要請のあります公共施設等総合管理計画の策定及び、国の基準によります地方公会計整備、こちらに向けました固定資産台帳整備に係ります

準備経費、こちらの方を計上しております。なお、本経費につきましては、50%の特交措置が成されることになっております。

次に、50事業の財政管理費負担金、こちらの方は前年度同額の4万円を計上しております。こちらの方は、地方財政制度に関ります情報収集に係る(財)地方財務協会への負担となっております。都道府県や政令指定都市以外の市の負担金は、全国一律4万円となっております。

次に、予算書は59ページになりますけれども、41目の財政調整基金積立金、こちらの方は、前年度同額の1億円の計上であります。現時点の26年度末予定残高は、27億5,674万4千円となっております。27年度当初予算に計上しております1億円の積み立てによりまして、編成後の予算残高は、28億5,674万4千円となるものであります。

続きまして、42目の減債基金積立金、こちらの方は、前年度同額の2,500万円の計上であります。こちらの方は25年度に発行しました貸付債、こちらの方の償還財源として、積み立てをしているもので、現時点の26年度末予定残高は、7,967万9千円でありまして、27年度当初予算に計上しております2,500万円の積み立てによりまして、編成後の残高は、1億467万9千円となるものであります。

続きまして予算書の方、129ページになります。12款、公債費になります。

1目の長期債元金償還金、こちらの方は45億3,788万2千円の計上であります。前年度に比較しまして1億4,716万3千円、率にしまして3.1%の減となっております。

続きまして2目の長期債利子償還金、こちらの方は、6億3,602万4千円の計上であります。前年度に比較しまして6,297万4千円、率にしまして9%の減となっております。元金・利子ともに、公債費負担適正化計画、こちらの方の取り組みによりまして、市債発行額の抑制ですとか、繰上償還、こちらの方を行ってきた結果、償還額は減少してきております。なお、平成27年度で廃止となります老人デイサービス特会、こちらの方に係ります市債の償還は、一般会計の方でやっていくことになりますので、どうか、よろしく願いいたします。

次に、3目の公債諸費の公債事務費でありますけれども、こちらの方は市債の調達や支払い等に関ります事務費などで5万8千円の計上であります。

次の（財）地方債協会負担金は、前年度と同額の10万円の計上となっております。こちらの方も人口30万人未満の市の負担金は全国一律10万円となっているものであります。

次に、予算書の方は130ページになりますけれども、14款、予備費、こちらの方は、前年度と同額の5,000万円の計上であります。

続きまして資料の12ページと13ページ、こちらの方は、参考として付けさせて貰ってますけれども、各特別会計の市債の元利償還金の方を記載しております。一般会計、特別会計、企業会計の全会計の市債償還額は、元金が前年度を8,200万円ほど下回る78億5,773万2千円、利息が前年度を1億2千万円ほど下回る15億9,943万1千円となっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

どなたか、ございませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、財政課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いいたします。

久保江次長。

○次長兼契約検査課長（久保江信晴） 契約検査課の平成27年度当初予算につきまして、ご説明いたします。A3の平成27年度当初予算概要の14ページをご覧ください。予算書では49ページとなっております。

2款1項1目14事業、契約検査費についてであります。予算額は386万3千円であり、前年対比で18万5千円の減となっております。予算減の主な理由といたしましては、需用費の減と、秋田県と共同利用をしているところの電子入札共同利用負担金の減であります。次に、契約検査費の主な内容であります。一つめは、市が発注した建設工事において、他の模範となる良好な施工成績を収めた請負業者及び現場代理人等を

表彰する大仙市優良建設工事表彰制度の記念品代や表彰パネル代を予算計上しております。

二つめは、電子入札共同利用負担金として315万2千円を予算計上しております。電子入札は、従来、紙の入札により行っていた入札手続きを、インターネットを使って電子的に行うもので、その効果といたしましては、入札会場の確保や書類作成事務の効率化、2つ目は入札の過程や結果が公表されることによる透明性の向上、3つ目は移動時間や移動経費の減少などの応札者の費用低減、4つ目は地理的な条件や時間的な制約の解消による入札参加機会の拡大などであります。また、現在、共同利用している市は、由利本荘市と男鹿市と当市の3市であります。

その他の予算では、複写機の賃貸借費用や、契約書に添付するところの契約事項の印刷代であります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、税務課の所管する予算の説明をお願いいたします。

佐藤次長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） それでは税務課所管の平成27年度歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明をいたします。

資料のNo.4でございます。予算書になっております黄色の表紙ですけれども、こちらの方をご覧頂きたいと思っております。

始めに18ページをお願いしたいと思います。

2の歳入、市民税となっております。

始めに1款、市民税につきまして、本年度75億3,069万6千円、前年度比較では2億1,550万4千円の減としてございます。

次に、税目毎にご説明申し上げます。市民税の個人ですけれども、本年度24億7,440万9千円、前年度比較で3,716万8千円の減としてございます。現年課税分では24億3,539万6千円、滞納繰越分3,901万3千円としてございます。減の主な要因としましては、農業所得について、米価、米の直接支払交付金の減に伴う所得の減でございます。また、この農業所得の減に伴いまして、総合所得の減、各所得の方に影響して参りますので、その影響も見込んでございます。

次に市民税の法人につきましては、本年度5億1,589万1千円、前年比較では1,202万2千円の減としてございます。現年課税分では5億1,325万8千円、滞納繰越分としましては263万3千円としてございます。これにつきましては、平成26年度の税制改正により、住民税の法人税割額が2.6%減の12.1%となつてございます。この影響が平成27年度後半、12月の申告から出てくること、また、今回の法人税の引き下げによる影響も見込んでございます。

次に固定資産税につきましては、本年度36億3,103万1千円、前年比較では1億3,561万6千円の減としてございます。現年課税分では35億7,331万2千円、滞納繰越分5,771万9千円としてございます。内容につきましては、土地については、地価公示価格等を参考に毎年修正しておりますが、このたびの評価替えにおいては、住宅地につきましては6.5%の減、商業地につきましては10.9%下落していることから、土地に対する固定資産税では、減を見込んでございます。また、家屋では、新增築棟数が前年実績比較で、13棟増の468棟としてございます。在来家屋については、評価替の年、平成27年度になりますけれども、減価することから、これにより、家屋に対する固定資産税でも減を見込んでございます。償却資産につきましては、これまでの申告状況、1月末までですけれども、新規に課税対象となる取得財産が少ないように思われます。これにより12.1%の減としておりますが、大臣配分の償却資産で、平成25年中の新幹線、これはこまちの新車両の導入の影響により、JR東日本の償却資産が、前年比較で約2,800万円増加したことから、償却資産全体につきましては、ほぼ横ばいを見込んでございます。また、国有資産等所在市交付金につきましては、2,956万2千円、現年課税分としており、前年比較では161万7千円の増としております。

次の、軽自動車税につきましては、本年度2億1,560万8千円、前年比較では736万7千円の増としてございます。現年課税分では2億1,283万7千円、滞納繰

越分 277万1千円としてございます。軽自動車全体の台数では減少しておりますけれども、税額の高い軽四輪の乗用車が増加していることが、主な要因としてございます。

市たばこ税につきましては、6億3,681万5千円、現年課税分も同額としてございまして、3,996万7千円の減を見込んでございます。

入湯税につきましては、本年度2,738万円、前年比較で28万5千円の増としてございます。現年課税分で2,490万6千円、滞納繰越分は247万4千円としてございます。

次に税外収入についてご説明申し上げます。同じ資料の25ページ、どうかよろしくお願いたします。

上段になりますけれども、13款、使用料及び手数料のうち、2項、手数料、1目、総務手数料、1節、総務手数料3,723万9千円のうち、右の説明欄の一番下になりますけれども、督促手数料295万4千円と見込んでございます。

次に32ページをお願いしたいと思います。これにつきましては下段になりますけれども、15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金、2節、徴税費委託金につきましては1億1,576万円を見込んでございますこれにつきましては。県民税も市県民税と一緒に、収納しておることから、そのための県からの委託金でございます。

次に38ページをお願いしたいと思います。下段になります。

20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金、1節、延滞金につきましては748万3千円としてございます。

次の2項1節、加算金及び3項1節の過料につきましては、それぞれ1千円の存置項目としてございます。

次に41ページをお願いしたいと思います。上段になります。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、滞納処分費、1節、滞納処分費9万7千円につきましては、インターネット公売手数料を見込んでございます。

次に、2目、弁償金、1節、弁償金につきましては、鑑札弁償金として、1千円の存置項目としてございます。

次に、歳出ですけれども、先ほど以来、ご説明しておりますA3版の横の資料でございます。平成27年度当初予算概要、総務民生常任委員会としてございますので、これの15ページをお願いしたいと思います。

税務課所管のうち、事業については5事業ありますけれども、そのうち、大きく変動のありました事業についてご説明したいと思います。

はじめに、賦課事務費につきましては、平成27年度当初予算2,604万4千円、比較増減では439万6千円の減としてございます。これにつきましては、新システムの稼働によるシステム改修等の経費が縮小したことによるものでございます。また、不動産鑑定評価委託料につきましては、888万6千円の当初予算に対し、比較増減で、453万4千円の減としてございます。これにつきましては平成27年度の評価替えに向けた作業委託等が終了したことなどによるものでございます。

次に、徴収事務費につきましては、1,659万円の当初予算に対し、比較増減で168万1千円の減としてございます。これにつきましても、先ほどの賦課事務費と同様にシステム改修費が縮小したことによるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 我々議員報酬からすれば民税を引いて貰っているんだのも、固定資産とかよ、あるいは国保とか、引いてもらうことは出来ないんだかや。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 今、実際に特別徴収やっているのは、市県民税、についてはしています。ただ、議員の報酬からは、いずれ……。

○委員（鎌田正） 民税しか出来ないんだが。希望者によりけりだべのも。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） いずれ、固定資産税は、まだこれからどうなるかわかりませんけれども……。

○委員（鎌田正） やれねんだが。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） んだしな。

○委員（鎌田正） システムでやれねんだが、それとも鼻から……。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 固定資産税につきましては、特別徴収制度が無いものから。いわゆる報酬から……。

○委員（鎌田正） だから希望者によってよ、できねもんだがというの。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 法律上、出来ないものですから、できれば口座振替でやっていただければと思いますけれども。

○委員（鎌田正） わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これで税務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、管財課の所管する予算の説明をお願いいたします。

舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算について、ご説明いたします。

資料の方は、このA3版の当初予算概要、こちらの方でご説明いたします。

ページは16ページになります。

はじめに、2款1項2目11事業の共通物品購入費でございます。予算額は813万6千円。前年度に比べ159万円の減となっております。内容については、封筒の印刷代やプリンタートナー、事務用品などであります。

次に、10事業、庁舎管理費でございます。予算額は2億1,293万円。前年度に比べ1,042万7千円の増となっております。増となった主な理由は、工事費の増であります。工事費の主なものにつきましては、右側の備考欄の方に記載がありますが、大曲庁舎では、消火栓ポンプ室改築工事が803万3千円であります。これはポンプ室の地盤沈下によりまして、床や壁に亀裂が生じてきており、ポンプの送水管が折れる可能性が出てきたことから、今回、改築が必要となったものであります。そのほかには、高圧受電設備更新工事が696万7千円であります。この設備は、庁舎竣工時からのものであり、老朽化により非常に危険な状態であることから、今回、設備の更新工事を実施するものであります。

次に神岡庁舎では、電力削減自動制御装置設置工事が129万6千円であります。神岡庁舎はオール電化の建物であり、以前から電気料の節電が課題となっております。今回、この削減装置を設置することによりまして、使用電力量を抑え、電気料の節電を目指すものであります。

次に、委託料の主なものとしては、仙北庁舎の付帯施設新築工事基本設計業務委託が361万4千円となっております。これは、仙北就業改善センターの解体工事が平成2

7年度に実施されることから、その跡地に建築される施設の設計委託であります。当初は、防災関連施設の整備を検討しておりましたが、当該地が水害時の浸水想定区域となっていることから、防災関連の補助事業の実施が困難であると判明いたしました。現在は木造建築の補助事業であります、木造公共施設整備事業について、検討をしているところであります。財源の内訳につきましては、その他財源が984万5千円となっておりますが、その主なものは、他の団体の庁舎使用料が797万8千円であります。

次に、財産管理費でございます。予算額は1億385万2千円。前年度に比べ3,706万2千円の増となっております。増となった主な理由は、工事費の増によるものであります。工事費の主なものにつきましては、神岡地域は神岡学校給食センター改修工事が750万2千円であります。学校給食センターにつきましては、平成27年4月1日から西部学校給食センターが設置されることに伴い、神岡、西仙北、協和の学校給食センターが廃止となり、その後は再利用が計画されておりました。今回、神岡学校給食センターにつきましては、大仙市学校給食協会からの要望を受けまして、必要部分の改修をした後に協会の事務室として貸付を予定しております。また、西仙北、協和の学校給食センターにつきましては、食品の製造施設として第三セクターや民間会社に貸付する方向で現在、検討中であります。

次に協和地域ですが、旧峰吉川駐在所跡地舗装工事が124万8千円あります。この場所は駐在所の廃止に伴いまして、空き地となっていたものですが、近くに公民館の分館があることから、駐車場として利用されていたものであります。この度、地域住民の要望を受けまして、舗装工事を実施するものであります。なお、この工事費の財源は、すべて峰吉川財産区会計繰入金となっております。

次に仙北地域ですが、仙北就業改善センター解体工事として4,203万8千円あります。これは耐震診断により、耐震化が困難とされたことから解体するものであります。財源の内訳につきましては、県支出金が1万2千円とありますが、これは、財産区関係の県からの移譲事務の交付金であります。市債の4,200万円は、公共施設解体事業債であります。その他財源5,931万1千円の主なものは、土地売却収入が3,747万2千円、土地貸付収入が881万円となっております。

次に、公有林整備事業費、補助分であります。予算額は1,152万3千円。前年度に比べ1,165万6千円の減となっております。事業内容につきましては、中仙地域が長野字長野山地内の搬出間伐事業が5haで予算額351万6千円。協和地域が協和船

岡字七袋地内の搬出間伐事業が4.26haで、予算額343万6千円。協和境字岩淵地内の切捨間伐事業が4.1haで予算額61万円。太田地域が太田町齊内字川原地内の搬出間伐事業が5.64haで予算額396万1千円となっております。

間伐事業につきましては、基本的には、搬出間伐事業を中心に実施しておりますが、今回、協和境字岩淵地内の杉の場合は、樹齢が31年から32年の割には樹木が密集しすぎて、非常に生育が悪い状態でした。このため、木材としての価値が低く、搬出間伐を行っても売却することは非常に厳しいとのことでありました。ただ、このままにしておきますと、さらに樹木が密集しまして、これ以上の生育が望めないことから、今回は保育としての切捨間伐を実施するものであります。また、財源の内訳につきましては、その他財源が1,152万7千円であります。これは立竹木売払収入と雑入の市有林保育事業費補助金となっております。

次に公有林整備事業費、単独分であります。予算額は137万8千円。前年度に比べ78万8千円の増となっております。内容につきましては、監視人謝礼や草刈賃金、森林保険料、下刈事業委託などであります。

次に車両運行経費であります。予算額は5,964万3千円。前年度に比べ2,565万4千円の減となっております。支出内容につきましては、公用車の維持管理費が大半を占めますが、主なものとしては、車両購入費2台分として404万円、タイヤ購入費58台分として、250万6千円となっております。

以上、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） これの一番上の項目、プリンターとコピーと複合機を使ってるのか、ちょっとその辺も教えて頂きたいのと、あと、何だ、そういうのを使う時のリース物なのか、それとも機械そのものを買ってるものなかっていうのと、あと、それを相見積もり、例えば、取っているものなのか、あともし差し支えなければ、今はどこのやつを使って、ランニングコストはいくらぐらいなのか、ってもし分かれば教えて頂ければと思います。

○管財課長（舩屋博之） 1点目のご質問について、すみませんけれどももう一回。

○委員（秩父博樹） ここにはプリンター、トナーって書いて、多分これはトナーの消耗品だけかなと思うんですけども、あの何だ、用はパソコンから印刷するときのプリンターとして、単体で使っているものなのか、それともコピー機と一緒に使って、何だ、コピーにも使えるようなものを使っているものなのか、というやつと、良いですか。

○管財課長（舛屋博之） すみません1点目のご質問であります、プリンタートナーにつきましては、あくまでもプリンター、パソコンのプリンターのみで、ゼロックス関係、コピー機の方はまた別物でございます。

2点目のリースか買い取りかということなんですけれども、ほとんどがリース。これはプリンターのトナーですか。パソコンのプリンターということによろしいでしょうか。パソコンのプリンターの場合は買い取りです。コピー機はほとんどがリースということになっています。

3点目のその台数、メーカー、相見積……。

○委員（秩父博樹） すみませんこれと切り替えて、コピー機の方だと何社ぐらいから見積もり取っているものなのか、多分、3社かそこらなのかなと勝手に想像しているんですけど、今、実際にそのカラーコピー、カラーコピーの方が高いと思うんですけども、今、ランニングコスト、参考に教えて頂きたくてでした。どれぐらいのものを使っているものなのかなと思って。白黒の方が安いと思うんですけども。

○管財課長（舛屋博之） コピー機関係ですけれども、2社か3社以上からの見積もりを徴収しております。ランニングコストにつきましては、各課また別々ですので、私の方では今現在は把握しておりません。

○委員（秩父博樹） じゃ、庁舎で統一している訳じゃなくて、各課で全部、それぞれ見積もりを取っているという理解で良いですかね。

○委員長（金谷道男） 休憩しますか。

じゃ、質疑の途中ですけれども、暫時、休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩（午後2時01分～午後2時11分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 先ほどの秩父議員のご質問でございますが、3点ほどございますが、1点目のパソコンのプリンターのトナーというのが、だいたい1本1万円ぐらいでございます。そして2番目ですけれども、コピー機ですけれども、こちらの方は使った分がカウンター料金で精算するということになってますので、トナー部分は勿論含まれてございます。白黒の場合は1枚5円。カラーは25円というふうなのが基準となっているようです。3点目でございますが、ランニングコストにつきましては、現在まだ把握できてませんので、今後、時間をお借りしまして、調査の方はいたしたいと思えます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

鎌田委員。

○委員（鎌田正） 財産管理費についてちょっとお尋ねします。

まず最初に神岡の学校給食センターの改修工事750万ですけれども、これはさっきの説明によりますと、給食協会が入るためということで、現在の給食協会が確かスマイルランチだけが、あそこさ入ってるんだけれども、なぜ、ここさ来るんだ。そこ狭くてだが。そこを改修さねば何としてもそこから出ねばできない理由って何かあるんだしか。

○委員長（金谷道男） 舛屋課長。

○管財課長（舛屋博之） 現在、スマイルランチに、学校給食センターの方に給食協会の方も同じ場所におりますけれども、実は、いろいろ県からの指導等もございまして、こちらの市側と別団体の協会側が同一の場所にいるのは、非常に良くないと、そういう指摘もございました。それが1番の理由で、どうしても出なければいけないという、そういう状況になったようでございます。それでいろいろ場所は探していたのですけれども、たまたま今回、その給食センターの方が廃止されることから、それを利用されたいという要望を受けまして、そのようになったと聞いております。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうだとすればだ、なぜ最初からスマイルランチに入らないで、別さいかねがったんだ。そういう指導だとすれば、これは課長さ聞いたたってらちがあかない話しなんだな実は。あんだがたわからねべがらよ。なしてそうすればスマイルランチさ今まで入っていて、急に出れどって言われたから、ここだということ。なぜなべ。何か特別な、例えば今のノロウイルスの関係とか、あるいは協会と給食センターと一緒に

場所なば、すこぶる不都合だと、例えば衛生面からとか、いろんな面で、そういう理由であれば、そうなのかなと、ただ、県の指導だと言えば、俺だ何も、質問できないかも知れないけれども、なして県ではそういう指導をしなければできないんだ、それがわからねば、この話しはなんぼ質問してもらちはあからねべども、これはよ、ということは、例えばだや、この750万かけてやらねばねって、例えば空き教室、どこかの空き教室だって良いしべ。給食センターが空くことは間違いねども、750万もかけてやらねばできない理由なんだって。空き教室だって良いしべ。どっか、例えばだで。そうだとすれば。そんな理由、その理由がよ、何となくこう、まどわしと言えば、そんな説明でよ、俺だ納得出来ない感じなんだな。これは課長では何とも説明できねべ。

○委員長（金谷道男） 部長。

○総務部長（佐藤芳彦） これについてちょっと教育委員会の課長から直接来て頂いて、話しをして頂きたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。間違っただけのことを言っても……。

○委員長（金谷道男） 休憩します。

休憩（午後2時16分～午後2時18分）

○委員長（金谷道男） 会議を再開します。

○委員（鎌田正） それからもう1点。さっき仙北就業改善センターの解体工事ということで、確か、ちょっと聞き間違いだかも知れないけれども、財源がその、跡地の売却とあっていう話しをしたけれども、これは解体して、売却するという意味なんだしか。跡地を。

○管財課長（舛屋博之） 財産管理費ということですよ。

鎌田委員のご質問にお答えいたします。

この財源としては、今売った土地の財源を充てるということではございません。この解体事業費の財源につきましては、一番主なものは、市債であります。4,200万円の公共施設解体事業債、これが主なものでございます。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） して解体したあど、何とするのこれ。

○委員長（金谷道男） はい、舛屋課長。

○管財課長（舩屋博之） 先ほど、解体した後につきましては、庁舎管理費の方の、前にご説明いたしました、仙北庁舎の方の、備考欄の方の一番下の方に、仙北庁舎、庁舎
附帯施設、仮称新築工事基本設計業務委託と、このようにございまして、先ほど少しお
話しましたが、これに代わるものとして、規模が縮小されるということで、計画してま
すけれども、この木造建築の施設を建築したいと、このように今現在、検討中でござい
ます。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今まで委員会でもあるいはいろいろ議会の本会議の中でも、いわゆる
公共施設の在り方ということで、いろいろ議論してきて、これを解体してこれをまた新
しく、またこういった似たような施設、まあ大小は別にしても作るということなんだし
べ。今、我々、仙北地域の人間でないから、全部詳しいことはわからないけれども、あ
そこにふれあいセンターとか、いろいろ体育館とかあっても、まだこういうものが必要
なんだ。

これは、地域の要望だから建てるんだが、それともどういうことで建てるんだ。どう
いった利用するんだ、新しい建物は。

○委員長（金谷道男） 部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 仙北地域の方で、地域住民の皆さんからの要望で当初、仙北地
域の防災拠点になる施設、備蓄を始め、消防資材、それから一時避難、それから会議室
等を含めたそういった施設を建てたいというようなお話がありました。そういったこと
で、たまたま仙北就業改善センターにつきましては、耐震工事の計画がありましたけれ
ども、耐震工事をするには費用を掛けた割りに鉄骨の建物でありますので、元のとおり
使うことができないということで、大変、使い勝手が悪い施設になるということで、耐
震工事の方は断念した経緯がございます。そういった中で、じゃ現在の施設の規模を半
分にして、まあ庁舎の隣にありますので、防災拠点という意味合いもありますけれども、
庁舎の附帯施設ということで、一体的に活用できるのではないかというようなお話が、
仙北地域の方からございましたので、そういった兼ね合いも含めまして、今回、解体費
と、次の附帯施設、メインは防災ですけれども、コミュニティ施設も一緒に組み立てを
今、考えております。そういったことで、今回、予算に計上させて頂いたものでありま
すので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正）　今まで、今も喋ったけれども、何回も同じような話しになるけれども、公共施設の在り方ということで、まず既存の分については当然、補修、解体、維持管理が大変だと、こういうことで、ましてや将来、人口減になる時代に、新しい建物は如何なものかと、全然、その仙北地域で、何というか、避難場所も無い、あるいは人の集まる場所も全然無いと言え、当然これは考えていかなければできない訳だけれども、あ、あいうりっぱなふれあいセンター、いわゆるふれ文ですか、それから体育館も建てた、そしてまた、そうすれば公共施設の在り方って、将来どうなっていくこなべこれ。これは大変な、基本的には後の世代さ、負担かかっていくことなんだし。維持管理は当然あることだし。やっぱりこれはどっかで見直していかなければ、ただ、議会さだけよ、その場しのぎで、公共施設の在り方とか、今の現状だとかって出したって、どこかでこれを見直して、どこかできちんとストップかけなければ、いつまで経ってもこの地域で、おらほの地域で、あるいは地域協議会で欲しい、欲しいということで建てるでは、俺は絶対、公共施設の在り方って先に進まない話しだと思いますので、これはもう一度検討して貰えれば大変ありがたいなと思っております。今、部長が言ったことは勿論地域の住民の声だと思うから、それは理解できない訳では無いかも知れないけれども、それはどこの地域でも、それぞれぶっ壊れたもの、あるいは老朽化したもの、建て替えて欲しい、そして建てる際は、できれば今まで以上の大きい物を欲しいという要望があるのは、人間の欲として当たり前だけれども、したのも今言ったようにどこかでストップかけて行かなければ歯止めが利かないものでねんしべがこれ。いつもこれから右肩上がりで、財政も豊かになるんだらうということであれば別だよ。そして人口も増えているとなれば別だよ。今、皆さん、口くせに、人口減になる、財政は厳しくなるって言いながらこういうものを作るっていうのは如何なものかなと。地域の皆さん大変こう、反対するような意見で気に合わない意見だかも知れないけれども、これは俺だでねぐて、皆さんもそういう考え方で進んでいかなければ、財政そのものも大変だものでないかなと思っておりますけれども、もう一度如何なものでしょうか。

○委員長（金谷道男）　佐藤部長。

○総務部長（佐藤芳彦）　公共施設の在り方につきましては、鎌田議員がおっしゃったように、今後、今ある、今も箱物は大仙市は500ありますので、それらを今後、管理、維持していくというのは、なかなか難しい話しになるということは間違いのない話しでありまして、人口減少とか、財政状況、あるいは地域の状況なんかを踏まえますと、こ

ういった公共施設を、既存のものを修理して使っていくのか、あるいは新しいものに切り替えていくのか、あるいは統廃合を進めるのか、あるいは廃止という選択肢、いろいろ選択肢あると思います。勿論そういったことは、バックグラウンドとして一番大事なものでありますので、必ず私たちが、最初にそれを考えていかなければ、次の世代の負担になるということもこれも確かなことでもあります。ただ、今回のことにつきましては、仙北地域の皆さんの強い要望があるというふうに伺っておりますので、まあそして、コミュニティ、地域のコミュニティをやっぱり皆さんからしっかり維持して頂くということも、また一つそれも私たちのやっていかなければならないしごとの一つだというふうにも感じておりますので、鎌田議員おっしゃること、ごもつともなことで、私も公共施設の見直しについては、様々な皆さんの意見をお伺いし、それから地域の実情を見ながら、ひとつ一つやっぱり課題に向かって、真っ正面からやっぱり取り組んでいかなければならないというふうには考えてございます。この話しにつきましては、先ほど申しましたけれども、当初は就業改善センターを耐震をして、もう少し、使って行きたいという考え方でありましたけれども、鉄骨に際して、耐震がなかなか難しいということでありましたので、その辺、支所の方からは、事前の案ということで、現在の施設の半分の規模で、こういったことを考えていますということで、今、何とかお願いしたいというふうに来ております。そういった関係で今回、予算をお願いしているものでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） まず、これを論してもなかなか、当局がそういう気持ちだとすれば、何とも先に進まない話しだのも、今ここでまた解体、あるいは設計業務委託で含めて4、500万円もの金を使ってよ、果たしてこれで、まあ特に財政部長が良いとすれば俺はこれ以上はしゃべらねけれども、なかなかこの後大変じゃないのかなと思ってまずはひとつ終わります。

次にもう1点、車両運行経費の中でタイヤ購入費があるわけけれども、このタイヤ購入は、当然、入札とかいろんなことをやるんだと思うんだのも、これはメーカー指定するものだし、どういったことで、サイズは当然あることだけれども、メーカーもいろいろ、我々、新聞、チラシ等で見ればメーカーによってはかなりの差があるわけだけれども、これはどういった方法で、入札しているものだし。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○管財課長（舛屋博之） 入札で行っておりますけれども、方法としましては規格、サイズとかいろいろな規格、それぞれのタイヤの規格ありますけれども、それでやっているの、メーカーの指定はしておりません。この規格のこれに合う物と、そういう形で入札をしております。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうだとすればよ、我々タイヤ、我々も当然車に乗っている訳なもの、ピンからキリとまで行かないけれども、サイズは当然同じくしていかなければ入札始まらない話だども、メーカーによってかなりの差があるんだよな。あるんしべ。これは皆、常識の範囲内だしべた。メーカーによって。何もメーカーいとわないで、とにかく安いやつを取るんだ。買うんだ。それから販売店はどこからどこまでとかっていう入札社数は何として決めているものだしか。

○委員長（金谷道男） 課長。

○管財課長（舛屋博之） 確かに鎌田議員がおっしゃるように、全部同じ性能だというわけではありませんけれども、まず許容範囲である一定の、だいたいのタイヤが決まってきますので、まず通常の走行であれば、安全運転はできるということで、どのメーカーであっても、大丈夫であるというふうに認識しております。

それから入札方法ですけれども、各支所全部一斉に行いますので、それぞれの地区、例えば西部地区なら西部地区、東部地区とかこういう分け方をしまして、そこの中にいる業者さんをその中で、契約検査課に登録されている業者さんの中から、そういう、選びまして、それぞれの地区毎に、大曲地区、中央地区、東部地区、西部地区という形で入札をしています。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 本当にそうやっているんだが。

○管財課長（舛屋博之） 本当です。

○委員（鎌田正） それでだ。今言ったようによ、どこのメーカーも、大体俺も日本のメーカーはどこも性能は違わないと、ただPRの仕方だかも知れないけれども、価格表見たって、当然違っているんしべた。それでも関係無くやっぱり、メーカー関係無く安い物を使うと、入札は安くねば、できないことだんしべ。それで本当に良いのだしか。そういう答弁で。本当にそうだが。そして、因みに例えば西部地区なら西部地区、東部でも良い、何社ぐらい指定するもんだ。

- 委員長（金谷道男） 課長。
- 管財課長（舛屋博之） 指定は地域によっても違いますが、5社か6社ぐらいは指定しております。
- 委員（鎌田正） それはタイヤ専門メーカーとかじゃなくて、自動車屋とか、整備工場とか、そんな意味合いのことを言っているんだしか。
- 委員長（金谷道男） 課長。
- 管財課長（舛屋博之） タイヤ専門メーカーが主でありますけれども、タイヤだけでなく別の業務もやっていて、タイヤもやっているという方が業者登録している場合もございますので、そういう方も入札に参加して頂いております。
- 委員（鎌田正） 大変こう何だ、込み入った質問で申し訳ないけれども、因みに西部地区ではどこどこかわかる。ただ、5社とか6社で無くてよ。
- 管財課長（舛屋博之） 神岡の安全、ちょっと今は。
- 委員（鎌田正） なぜ俺そんなごどを聞くかと言え、例えば大曲なら大曲市内は当然タイヤメーカーというか、タイヤ専門店があるわけだけれども、ほかの地区は無いしべ。タイヤの専門メーカーって。整備工場は当然あるんだのも。専門メーカーあるが。俺はわからねのも。したがらよ、タイヤならタイヤの専門メーカーだとすればだ、それはそれで良いって、他の業務をやって、タイヤもやっているから指定だって言えば、メーカーは当然違ってることだんしべ。当然。せば安いメーカーは安いメーカーのやつを卸してくることだんしべたまず。チラシ見たってそうだしべ。そんな安いやつを履いていることなんだが。市役所の車って。タイヤメーカーで言えばよ、ちょっとメーカーさ失礼だから言えないのも、そうでねべ。おがメーカー指定ということは大変難しい話しだとは思うんだのも、そこあたりを明確にしていかなければ、せっかく指名入札という形を取ったとき、業者間でいろいろあるんでねがと思ってだ。そんな話しも聞こえてるんだから。
- 委員長（金谷道男） 適正に検査して、ちゃんと性能検査できるかという話しをしているようなので。
- 管財課長（舛屋博之） 適正に検査してという部分ですけれども、やはりタイヤメーカーそのもので、制動距離もですし、ある程度の一定のラインを超えたものが市販に出回っていると、いうふうに認識しております。確かに細かく言うと、性能が違うということとは勿論、それはあると思います。あると思いますが、許容範囲として、このくらいで

あれば大丈夫であろうと、そういう物でしか、今の段階では私どもとしては、それはま
ず現実でございます。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） おが言えば、おが言えばあれなんて、だいたいこれで終わるんしのも、
もう少し公平性を持って、公正にやっていけば良いんじゃないかなと思って喋っている
話して、したがら西部の人なら西部で、東部の方は東部って今言ったたのも、話しによ
れば、西部の車が東部の方さ入れるに行ったりしてるって言ったりするから、それで喋
ってらんだしよ。せば課長の答弁と現場と違うんでないかなと思って喋ってらんだ。そ
れからもう一つは、入札するには西部でっていえば、東部もここで入札するの、本庁で。
本庁で入札するんだが、それとも西部は西部だが。ここでやっているんだしべ。これを
答弁すればこれでやめます。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○管財課長（舛屋博之） すみません。先ほどの答弁で一つ誤りがございましたけれども、
例えば西部の場合は、協和さんの（聞き取り不可能）、しかございませんので、その他
の業者さんにも参加して頂いております。西仙北以外の方にも参加して頂いております。

○委員長（金谷道男） さきたの入札、全部、どこの地区でもここでやってらが、という
質問で終わるど。

○管財課長（舛屋博之） すみません。入札に関しては、本庁において一括で、入札をし
ております。

○委員長（金谷道男） ということだそうです。

○委員（鎌田正） そうすれば、西部の車が東部に入れるにいくとか、東部の車が西部さ
来るということは無いんだしべ。すればまた答弁違うよ。課長あなたの言っていること
と。現場と違うよ。東部は東部、西部は西部って、今、入札するって言ったね。今、言
ったしべ。したがらすれば違うべっていってらなだ。んだべ。そこあたりをもう一回、
ちゃんと。物見て答弁してけれ。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○管財課長（舛屋博之） すみません。私のちょっと説明が不足で。東部とか西部という
のはあくまでもその市場単位でまとめたところがありまして、その入札者につきまして
は、あくまでも、全体の業者が入札できる体制で行っております。登録業者の中で行っ
ております。

○委員長（金谷道男） 良いですか。

そうすれば、先ほどの給食センターの件ですけれども、中身聞いてらがな。

すれば答弁をお願いします。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 給食センターを所管しております教育総務課の佐藤です。

この件につきましては、前に県の総務部総務課の公益事業班から事務検査を受けております。その際にまず指摘されたことは、事務局長が給食センターの所長を兼務するというのは、うまくないと、まずそこを1点指摘されております。まあその点につきましては、今、改善をして局長さんを専属で置いているという状況でございます。またその際に、同じ部屋の中に、協会、公益の社団法人が入っているのも、おかしくないかと、いうふうなことで、指摘をされまして、その間、今まで探していたところで、ございましたけれども、まず協会の事務局長さんと協議をいたしまして、今回、給食センター、神岡の給食センターが空くというふうなところで、協議をさせて頂きまして、移転を今回、今年度、平成27年度ですけれども、移転することに決定されております。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） 佐藤課長、その件について、勿論今、そういう指摘があったから移動しなければできないということだけれども、どのくらいの事務所面積があれば良いものですか。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 事務所は3名から4名おりますので、その方々が事務を処理できる範囲、それから、今、協会の方に委託しております食材の検査を行えるような面積も必要であると。

○委員（鎌田正） すればなんぼくらい。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 面積にして部屋8畳間が2つくらいあれば、それとまず一つ、もう一つ言われたのは研修室も必要だと、いうふうなことで、各協会の調理員の班長さんたちを集めて、協議をする会議室も必要だと言われて、そのような対応をしたところでございます。

○委員長（金谷道男） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） そう言われればそうだかも知れないけれども、今、神岡小学校って、空き教室全然無いものだが。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 余裕教室はありますけれども、一時的な余裕教室というふうなことで、今後、下の保育園だとか、幼稚園の方に特別支援の子どもさんがおられるようですので、その方が入りますと、その特別支援教室を開かなければならないというふうな対応もありますので、今後、将来的なことを見込んで、今のところ余裕教室はございません。

○委員（鎌田正） ここを750万もかけてよ、やらねばできねと言え、やらねばできないことだかも知れないけれども、もともと、じえんこのかけ方は、今言ったように例えば空き教室だ、例えば空き部屋とか、もしかすれば神岡の庁舎だって、俺は中身全部わからないけれども、そんなものを利用してよ、やれる方法って無いもんだ、これ。今の地元産の食品の検査室だって、既存の給食センターだって出来ることだしべった、まず。改造さねたて。検査室ぐらいなばよ。事務室は別にしても。そんなよ、創意工夫している中で、やれることはあるんでないかなと思って喋っていることまず1つ。実は、なぜ我々こういったことを喋るかと言え、さっきも部長にいろいろ喋ってその、公共施設の在り方云々とか、あるいは今、市民って、旧大曲市内なば、さほど感じないかも知れないけれども、やっぱり俺ほの道路悪いとか、側溝を直して欲しいということは、この場では、建設部の話しだからあれなんだけれども、そんな要望がかなり強いと思うんだ俺は。地元の要望として。して言え、予算ね、金ねとかということで、延び延びとされている中で、こんたことはどんどと進んでいること自体、もう少しよ、（聞き取り不可能）して、財源をもっとほかに、これも要望の一つだかも知れないけれども、そんなごとあるんでねがなと思って俺は質問しているなで、そこあたり何たものだよ、何としてもここをやらねば、協会の移転に……。

○委員長（金谷道男） はい、課長。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 検査室というのは確かに今、総合センターで行っているスペースがありますけれども、さの検査自体、協会職員も行っておりますので、やはり移転した場合には、その場所で行いたいというふうな要望でしたので、そしてまして今も予算計上されている、確か給食協会の部屋改造、それから学校としての倉庫としても使わせて頂きたいというふうなことで、協議をさせて頂いております。その部分に関しましては、神岡小学校さんにお借りできるような形で、今、協議済みとなっております。その改造も入っておりますので、それで多分、予算的には膨らんできたのではないかなと思っております。

○委員長（金谷道男） ほかに。大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の話しですけれども、給食センターのその分さ行くと、私も地元の分なので、どういう形のどこをどうやって使うのかなというのを考えながら、今聞いておいた訳なんですけれども、そうすれば今の既存のスマイルランチの方で、この人達4人ぐらいで、今言ったようにいろんな事務だとか、検査だとか、いろいろそういうものがあって、今のスマイルランチの所では、そういうこの人達の使える分野というのは、かなり大きいスペースのもの、今現在も、これまで使っているんだしか、それ。どういうふうに使えば、これからやろうとする面積と、今使っているこの人達の面積というのは、だいたい同じぐらい、それとも縮小するの。

○委員長（金谷道男） はい、どうぞ。

○次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 今現在、総合センターの中で、給食協会が占めている割合というのは、まず事務所の中で、半分近く、3分の1以上は、その方々のスペースとして、使われておりますし、あと2階の研修室を、区分けさせて頂いて、そして検査室として使用させて頂いておりますので、実際的には総合センターの方の研修室は、手狭になってきていることは事実でございます。そういったところで、今の神岡の給食センターの方に移動させていただければ、また研修室は前のような形で40人定員の給食を食べれるスペースがまた確保されると、いうふうなところでございます。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 今、学校、小学校、中学校含めて、そういう学校の設備については、耐震計画が全て終わったというふうに私は思っているんですけれども、そういうところを使うというのは非常に大切なことなんです。だからこれを改造して、どうのこうのと、それは良いですけれども、もっとそんなことについては、やっぱり防災、避難所だとか、あるいは今言った、給食設備も、いろいろと炊き出しだとか、そういう調理もできる、非常に大切な分野だと私は思うんです。そういうものを含めて考えた時に、そう簡単に、今あと、給食センターが統合になったから、こっちさ行って、こっちは要らなくなるから、せばここであと使わなくて良いんだというのではなくて、やっぱりこれは防災を含めたということは、いろんな使い方があると思うんです。んだからあの、何と言うかな、県の事業ですよ、今言えば。県の事業をなぜ、市の方まで、すんなり簡単に入ってくるものだしか、この話。市の方で考え、投げておくからだが。

○委員長（金谷道男） はい、どうぞ。

- 次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 県の指導として、その公益法人としての在り方というふうなことと、市の関わり合いと、いうふうなことで、まず指導された訳です。事業というよりも、県からこういうふうな体制では、ちょっとうまくないと行った指導があった訳ですので、それをまず市としては、それを受けて対応をさせているという、指導を受けて対応しているというふうなことでございます。
- 委員長（金谷道男） 大野委員。
- 委員（大野忠夫） ちょっとその意味、よくわからないんだけど、県の仕事と、市の仕事と、今の話しでは協会と全く違う分野の仕事だと思うんだしな。んだから学校の関係は、これ県だが。市だしべ。
- 次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 学校は市町村立学校です。
- 委員（大野忠夫） それを簡単に指導だどて、ここは空いているから、ここを俺方を使うからよ、こっちさ移るから、ここを直せという、そういう簡単な話なんだが。
- 次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 公益法人は、市の関連はありますけれども、民間団体ですので、そのあたりは市だけの独自のあれでは無いですけども、いずれ県としては、そういうふうなあるべき姿というものを、指導していくというふうな立場ですので、そういうふうなところで、指導を受けたというふうなところでございます。ですから、それによってまあ、市として、やはり協会と協議をさせて頂いて、そういうふうな場所があるというふうなことで、それで協議をさせて頂いて、協会の了解も市と協議をして、それで了解を取って、そちらの方に移動するというふうなことでございます。
- 委員（大野忠夫） 何といひかな、今、さっきちょこっと触れたとこ、今の小学校の方でもそういう今回の工事を含めて、少し使うような形にしたいということ話して、小学校でも当然、センターが向こうに行くものだから、ある設備を使って、子どもたちの教育だとかにも使いたいという思いがあると私は思います。そういう面で、この人達もそれさ行っても、こんけあれば大丈夫使っていけるという、話しになっているんだしか。小学校側と。
- 次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） はい、それは協議済みです。
- 委員（大野忠夫） （マイクに音声が入らず、意味が不明）作ったりして、使おうとしているのがちょっとわからないものもあるので、やっぱりこれは事務調査みたいに、一つ委員長にお願いですけども、これはこの後も、事務調査の形で、そこら辺しっかりと、やっぱり検証に行くと、いうことなどは出来ないものですかね。

○委員長（金谷道男） はい。あの私も今の議論を聞いてて、やはり公共施設の整備、整理というものは、どうするのか、この前所管事務調査をやりました。実態はこうですというところまで私ども委員の方では共通理解したと思うので、これから、じゃそれをどうやって解消していくのかという話しについては、やはり次の事務調査とかで、もう少し具体的な話しとして、やって行くべきだなと、今、感じているところであります。施設を整理するということは、有効活用、残すこと前提に何とか理由を付けてというふうに、申し訳ねども、私議論を聞いててずっとそのまま引っかかってしょうがないです。今日の2つの、どっちの建物についても。やっぱりもう少し、周りのいろんな建物をチェックしながら、本当にそこでねば、駄目だべがという、その議論があつて然るべきだと思いますが、それは私どもがやる仕事だと思うので、今日ここで、これ以上喋つても、多分、結論は出ないと思うので、一応、次の所管事務調査で少し皆で議論してみましようということで委員の皆さん、如何でしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 良いしな。そうすればそういうことで、この件に関しては終わりとしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて管財課に対する質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

3時5分に再開いたします。

休憩（午後2時55分～午後3時03分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いいたします。平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは議案第49号、平成27年度大仙市一般会計予算のうち、総合防災課所管にかかる歳出の内容についてご説明申し上げます。なお、特定財源につきましては、歳出の中で説明させていただきます。使います資料は当初予算概要の20ページと21ページ、それから主な事業の説明書の1-3ページから1-

6 ページまででございます。それから黄色い方のページにうきましては、その都度、説明して参ります。よろしくお願いいたします。

それでは黄色いやつの、一般会計予算書の71 ページをお願いいたします。

それでは3 款、民生費、5 項、1 目20 事業、復興支援事業費につきましては395 万7 千円で、前年度比64 万6 千円の減であります。これは東日本大震災の発生における復興支援として、市内避難者へのサポートは元より、被災地の状況等を見極めながら、息の長い支援活動を継続して被災地の復興を支援するものであります。事業の中味は、大曲の花火招待事業が266 万6 千円ほか、被災地・被災者支援に係る経費であります。

次に5 項1 目80 事業、災害救助扶助費につきましては50 万円であります。これは災害見舞金でありまして、住宅浸水被害、住家全半焼等が発生した場合、また、災害により、今般、条例改正をお願いしております死亡した場合の見舞金であります。全焼、全壊10 万円、半焼、半壊、床上浸水5 万円、床下浸水2 万円、災害による死亡20 万円となっております。

次に予算書は104 ページをお願いいたします。

9 款1 項1 目51 事業、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金につきましては、予算額13 億8,331 万3 千円であり、前年度と比較しまして2,546 万1 千円の増であります。これにつきましては、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部は2 市1 町を管轄しておりまして、それに係る費用でございます。特定財源につきましては、4,140 万円が消防施設債、消防施設設備整備事業債であります。

事業説明書の方であります。1-3 ページをお願いいたします。

9 款1 項2 目1 事業、消防団員報酬につきましては、予算額5,334 万円であります。これは今般条例改正をお願いしております、報酬の引き上げに伴うものでありますけれども、消防団員への年報酬支給経費等であり、年報酬につきましては、平成25 年12 月施行の消防団等充実強化法に基づき、地方交付税単価並みに引き上げたものであります。

次に2 目10 事業、出初式等表彰費につきましては、予算額371 万1 千円で、前年度比15 万1 千円の減であります。これは毎年1 月5 日開催の「大仙市消防出初式」に係る消防団員出場手当、表彰式等式典経費であります。

次に2 目12 事業、消防団管理運営費につきましては、予算額が3,697 万9 千円でありまして、前年度比1,616 万2 千円の減であります。これは、消防団が出場し

た訓練・会議等における費用弁償の支給並びに被服等を貸与するなど、団員が円滑に活動できる環境づくりを目的とするものであります。

次に13事業、消防団員災害出動費につきましては、予算額392万2千円で、前年度比47万9千円の増であります。これは、火災出動時等に支給する費用弁償であります。

予算書は、105ページをお願いいたします。

14事業、不明者捜索対策費は、予算額39万6千円で、前年度比6万6千円の減であります。これは、行方不明者に係る捜索経費で、消防団員出動費用弁償で、30人分の3日分となっております。

次に50事業、非常備消防費負担金につきましては、予算額243万6千円であり、前年度比2千円の増であります。これは県協会負担金27万円及び秋田県消防協会大仙・仙北・美郷支部への負担金216万6千円あわせたものであります。

次に51事業、秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、予算額3,669万8千円であり、前年と同額であります。これは消防団員の公務災害補償、退職報償金事務に関わる経費の負担金であります。

次に3目10事業、消防施設維持管理費につきましては、予算額1,933万7千円であり、前年度比25万1千円の増であります。これは、消防施設の維持管理経費であり、消防施設につきましては、定期点検を実施し、災害に備えておりますが、経年劣化が進行しているものについては、修繕して機能の維持を図り、災害に備えるものであります。特定財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金38万4千円であります。

事業説明書の方は、1-4ページをお願いいたします。

3目11事業、消防施設・設備整備費につきましては、予算額2,236万6千円であり、対前年度比416万9千円の減であります。これは経年劣化した消防施設、消防水利、資機材等に係る経費であり、防火水槽、格納庫、乾燥塔などを解体・設置する工事請負費が829万5千円、小型動力ポンプ、積載車などの備品購入費は1,396万4千円などとなっております。特定財源につきましては、消防施設設備整備事業債が1,390万円となっております。

次に3目51事業、消火栓設置費負担金につきましては、495万2千円で、対前年度比で35万1千円の増であります。これは消火栓設置に伴う負担金で、支払先は大仙市上水道事業であります。

事業別明細書につきましては次のページをお願いいたします。

4目10事業、水防訓練等経費につきましては、予算額237万7千円であり、対前年度比37万8千円の増であります。これは、出水期前の6月上旬に「大仙市水防講習会」を開催して、水害に対する訓練を実施し、非常時に備えるものであります。

次に11事業、水害対策費については、予算書の方は3,764万2千円となっておりますが、うち総合防災課分につきましては、342万2千円であります。総額の方の対比でございますけれども、前年度より2,731万円の増となっております。その342万2千円を除いた道路河川課分につきましては、3,420万円でございます。これは、台風や集中豪雨等の緊急時における排水作業を円滑に実施するため、河川流域の内排水処理対策として、常設排水ポンプ場の修繕等を実施し、河川の増水や内水氾濫による住家、農業被害等災害の減災を目指すものであります。

予算書は、106ページをお願いします。

4目50事業、水防費負担金につきましては、予算額は12万7千円でありまして、前年同額であります。これは、秋田県指定水防管理団体連絡協議会負担金が1万円、それから秋田県水難救済会負担金が11万7千円であります。

次に5目10事業、防災対策費につきましては、予算額505万5千円であり、対前年比147万1千円であります。これは災害基本法に基づく「大仙市地域防災計画」に従い、大規模災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を講じ、市民の生命・身体・財産を災害から保護するものであります。主な経費につきましては、地域防災計画書印刷製本費97万2千円、それから災害備蓄品購入費100万円などであります。

次に11事業、国民保護対策費は予算額5千円であります。これは、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」による大仙市国民保護計画に基づいて外国からの武力攻撃やテロ等の緊急事態において市民の安全確保を図り、これに備えるものであります。

次に12事業、防災行政無線管理費は、405万9千円であり、対前年度比169万4千円の増であります。これは、災害が発生した際の被害内容や被災者情報等の収集と

分析は、速やかな防災対策を実施する上できわめて重要な要素であり、平時から防災行政無線等の整備・管理に努め、伝達機能の確保を図るものでございます。

次に事業説明書の方は1－5ページをお願いいたします。

5目13事業、総合防災訓練費は、予算額135万1千円であり、前年度はゼロでございましたので、その分増でございます。これは、秋田県消防協会大仙・仙北・美郷支部主催により、大曲仙北旧14カ市町村で総合防災訓練を実施するもので、平成27年度は大仙市太田地域で開催するものでございます。なお、開催日は6月19日（金）の予定となっております。特定財源につきましては、消防協会助成金70万円となっております。

事業説明書は、1－6ページをお願いいたします。

5目40事業、災害に強いまちづくり事業費につきましては、予算額1,767万4千円で、対前年度比1,040万8千円の増でございます。これにつきましては、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の活動強化に係る活動資機材の配備や購入助成を実施するとともに、地域における防災リーダーである防災士を育成し、市民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、主要避難所に自家発電機を設置し、避難所の強化を図るものであります。なお、自主防災組織につきましては、平成25年度末までに、203組織でありましたが、26年度2月末現在において、292組織と、89組織増えた状態となっておりますが、なお、未組織の自治会につきましては、春の総会時にあわせて、組織化するようお願いしているところであります。これにつきまして、主な経費につきましては、防災士研修講座開催委託経費、昨年まで50名を育成しておりましたけれども、今年はこれを規模を縮小しまして30名の育成ということで、184万3千円。自主防災組織活動経費補助金が553万1千円、それから自主防災組織へのスターターキッド110万8千円、避難所等への標示看板設置経費758万8千円、40箇所を予定しておりまして、758万8千円。それから教育委員会所管避難所への自家発電機設置経費、これにつきましては、40施設を計画的に配置するというので、27年度、最終年、6小学校につきまして160万4千円をかけまして配備すると、こういうこととしております。特定財源につきましては、地域振興基金繰入金が、847万3千円、それから防災士資格試験受験料は参加した方々から3千円ずつ頂きまして、9万円となっております。

次に60事業、防災対策費負担金につきましては、予算額342万1千円であり、対前年度比358万2千円の減となっております。これにつきましては、防災へり、なまはげに対する負担金でございます、負担金でございます。

次に70事業、空き家対策費につきましては、予算額726万3千円であり、対前年比2万8千円の減であります。これは23年度に制定しました「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく助言、若しくは、指導または勧告に従いまして解体処理を講じた補助金を交付するなどして、市内における空き家の適正管理を図るものであります。主な経費でございますけれども、補助金が15件分といたしまして45万円かける15件分といたしまして、675万円。それから空き屋等防災管理システム保守管理委託料が31万円となっております。特定財源につきましては、空き家等対策事業債が270万円、それから住宅費補助金であります社会資本整備総合交付金が400万円となっております。

次に6目10事業、災害応急対策費につきましては、予算額281万4千円であり、対前年度比28万2千円の減であります。これは災害に要する費用であり、水門等管理人の実操作勤務賃金19万6千円、消防団費用弁償132万円、排水作業委託経費100万円などとなっております。

最後に予算書は、107ページに移りますけれども、7目60事業、AED購入事業費につきましては、予算額18万5千円であり、前年同額であります。これは住民によるAEDを活用しての救命措置を普及させ、心肺停止事故の低減を図るものでありまして、補助の内容につきましては、自治会等でのAED本体、バッテリー、パッドの購入費を2分の1助成するという中身となっております。

以上であります、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

橋本委員。

○委員（橋本五郎） （聞き取り不可能）今年2万8千円の減だな、そして今年12戸ということで、26年度は何戸の戸数から申込みがあって、申し込んだのを十二分に、予算の中でできたのか、どういうものだけ、申込みは。

○委員長（金谷道男） 平次長。

- 次長兼総合防災課長（平寛二） （マイクに音声が入らず、意味が不明） 確実な数字というのは集計しなければわかりませんが、25年度末で、空き家の計が1,223件でございました。それで、26年度の集計概数でありますけれども、1,085となっております。約140件ばかり、減になっておると、こういう状況でございます。それで、内訳を見ますと25年度から26年度の解体が90件あったという、そのうち、補助金を活用したものが18件でございます。再居住というのが、64件ございまして、新しく空き家になったというのが16件と、これらを前年度末の1,223件から引いたり足したりいたしますと、1,085件と、このような状況になってございます。
- 委員（橋本五郎） 私、今聞いているのが、26年度で、予算の中から2万8千円が減じられていると、27年度の予算に対してな、ということは要望に対して十二分に応えているのだが、これで賄えるのだがってということなんだ。
- 委員長（金谷道男） 平次長、聞かれたやつにパッと応えなければ。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 空き家対策につきましては、制度補助金でありまして、途中で要望があった場合には、補正をお願いしておるとというのが、26年度の状況でございました。2万8千円減じられておりますけれども、不足になったという場合につきましては、補正をお願いするというところで。
- 委員（橋本五郎） 26年度に何戸が自治体に解体したいという要望があつて、それに対して何戸応えて、こういう形になったものかということ。何も難しくないことだ。
- 委員長（金谷道男） 次長。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） すみません。ごめんなさい。
- 1月末現在の数値でございまして、31件ありまして、そのうち、18件を補助金で解体したと、こういうことであります。
- 委員（橋本五郎） あとの残りは自主解体。
- 委員長（金谷道男） はい、どうぞ。
- 総合防災課主幹（伊藤直樹） 31件というのは、解体等の（マイクに音声が入らず、意味が不明） 総合防災課の方で解体した方が良いでしょうということで、指導・助言を差し上げた方々が31件ありまして、それでその中で、応じて解体していただく方と、まず応じ切れない方もおらっしゃるんですけれども、応じて解体して頂いた方の中で、資産要件と所得要件に合致するものに関しましては全て、補助金を利用させて頂いて18件、補助金を交付して解体して頂いております。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） なかなか、やはりあの、リサイクルという形の中で、解体をすると、非常に手続が難しくて、2日もかかると言うんだしな。仙北支所の中にある、建設のあれな。だからもっとスムーズにこうやられないのかなという感じ。やっぱり自己で、自分で解体する場合は助成金を要望しなくても自分でやるという、この間そういうことが1件あったんですよ、自分で、自己でね。だからそういう場合は後日でも、何か、申請どが何かって、補助金貰えるんだげ。

○総合防災課主幹（伊藤直樹） まずですね、自己都合で解体する方全てに補助金を交付するという制度では無くて、比較的新しいお家で、住まなくなったから解体するという方には補助金は出ません。対象にならないで、こちらの方で危ないので、どうか解体してくださいと、そういうふうをお願いしたものが、補助金の対象になるので、解体するから補助金だけという、そういうのでは無いので、ご理解をお願いします。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） あくまでもこちらの行政の方で、これは危ないよと、解体してくれよと、言ってお願いし、それに協力して頂くといった場合は補助金が出ると、いうことで、ただやっぱり自分で、いつまでもこうして空き家にして、ほったらかしにしておかれねなど、いうことで自己解体すれば、それは補助金は出ませんよということか。あくまでもやっぱり自己努力でやった場合は、出ないということだな。

○委員長（金谷道男） そういうことだしな。

○総合防災課主幹（伊藤直樹） そういうことです。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません、私も空き家対策ですけれども、全体の予算は昨年度よりも下がっておりますけれども、いずれ、国県支出金がかなり増えているんですよ。そういうことで国の方の空き家対策としての、費用補助だとか、そうした部分でかなり有利なこの事業は国の補助金等なども付いた形になってきているかというふうなこと、ちょっと、いずれ、ちょっとこの項目にはちゃんとこの書いてある400万円が、国県補助金というふうについてますよね。そういうふうな意味で、少し。国としても空き家対策を進める上で、まずこちらとしては予算的には一般財源非常に少なくて済むわけで

すので、その辺、有利な扱いが出来るようになったのではないかなと思ったのですがいかがですか。

○委員長（金谷道男） 空き家対策の国の財源についてということですが、制度が何となっているかということだと思います。

○総合防災課主幹（伊藤直樹） それではですね、私のわかる範囲内で回答させて頂きたいと思います。まず予算の方の中にあります社会資本整備総合交付金というので500万ほど補助金がありますけれども、これは従前からあった制度で、その中にまず申し込んでやっているものです。昨年に空き家対策特別措置法という新しい法律が出来ました。私たちも非常に期待していて大枠はわかったのですが、その詳細な取扱い要綱とかですね、あとはそれに伴う国の事業等がまだ発表になってなくて、法律はこうガーと大きなのができたんですけれども、細かい動きというのがまだうちの方でもわからない状態ですので、これから途中で、国の方から示されるかもしれないので、そちらの方は大変期待しているところです。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤文子） いずれ、1人暮らしのお宅で、かなり施設入所をして空き家になるケースが増えてきて、そのところはたった1人暮らしですので、ご本人が亡くなったりした場合の、いずれその空き家の処分についての手続きが非常に難しくなると、いうふうなことから、できるだけ元気なうちに、建物を解体というふうなことを望まれているのであれば、いくらでもそういう制度を活用してやるというふうな意味においては、かなりいるんですよ身近にもね、だから要件としてこれに、かかるかどうかは別として、いずれ申請し、危険家屋、あるいは危ないというふうなことでの判断を担当課からしていただくというふうなことを、になるんですけれども、そういった意味で、手続き上、空き家対策は、難しくなる前に、手を打たなければいけないようなことも考えられますので、現にそういうことで手を付けられないでいる、そうした空き家もいっぱいあるわけですよ、やっぱりスムーズに、老朽家屋についての空き家は、スムーズに処分がしっかりできるような方向に行って貰いたいものだなというふうに、こう思ったものから、ちょっと国の方の制度を有利な制度を活用して進めていただきたいというふうなことをお願いしたいところです。

○委員長（金谷道男） 平次長、今の件。

- 次長兼総合防災課長（平寛二） 当市の制度につきましては、先ほど以来ご説明申し上げておりますけれども、やはり周辺に、倒壊することにより、周辺に対する危険性が及ぶか否かということで、危険度判定ということを建築住宅課、我々専門家でございませので、建築住宅課の職員帯同のうえ、調査させていただいてございます。ですから、それで、ただいまご老人が1人暮らしで施設に入所すると、前もってできないかというお話でしたけれども、これに…。
- 委員長（金谷道男） 国の制度を利用して、空き家対策を新たな手法を取られないかという。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 国の制度の方をもうちょっと勉強いたしまして、頑張っていくというふうに思っております。よろしく申し上げます。
- 委員長（金谷道男） 橋本委員。
- 委員（橋本五郎） 昨年の時だっけが、国の方から参考意見として、大仙市のこの空き家対策に対する職員がた、あれだったんしべ、行ったしべ、国会の先生方の前さ。だからその時おそらく国の方も、空き家対策について、まだそなたに、あなたがたから見て、どの程度まで国会の先生方が考えてよ、どうだった。こちらの方が進んでらったんだべ。あなた方の感想として何たものだった。
- 次長兼総合防災課長（平寛二） 伊藤が直接、当時行っておりますので……。
- 委員（橋本五郎） 行った人がら聞く。
- 総合防災課主幹（伊藤直樹） その時は感想というか、当時、行った当時ですけれども、国の方のそういう問題があるということで、まず認識し始めたところで、これから勉強というような状態でございます、大仙市の事例等を発表してきまして、大仙市側のこういう地域の問題点というのを、実は大夫汲み取り頂いたかなと思っておりますが、私たちが行った会議はその他にですね、その他にですね、3回ほど開かれておりまして、例えば東京の街中というか、大都会の街中の状況とか、いろんな各地の観光地とかですね、そういうところがいろいろ呼ばれましてですね、まずここばかりで無く、いろんな何というしか、事例を収集していたと、というような状況だったと思います。ですから皆さん、出来た法律を見ますと、うちの方だけでなく、やっぱりほかのいろんな事情も汲みとったような法律が出来たと、思っているところでございます。まず内容的には私たちがこれはやっぱり実現できたら良いなと言う部分も実現されておりますが、ただ、先ほど言いましたけれども、細かい取扱いにつきましては、まだ正確な、これはこういう

ふうな取扱いをするんですよとか、こういう補助金がありますよとか、その部分がまだ発表になってなくてですね、大体の雰囲気だけがわかっているというような状況です。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 1点だけ。単刀直入に答えてくれ。あまり周りくどくしないでくれ。

解体後の固定資産税の取扱いは、何となったんだ。結局。

○委員長（金谷道男） 税務課長、税なば。

○委員（鎌田正） わかり人が答えてくれ。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 税務課の佐藤ですけれども、今までについては危険住宅あるいはただの空き家に限らず、解体していないときについては、固定資産税6分の1という、住宅部分についてはしな、その解体後にあつては、住宅地でないということで、いわゆる6分の6、いわゆるマスコミで言われる6倍になります。ただ今回、27年度の税制改正では、今のこの空き家特措法ですか、これは危険住宅として指定されたものについては、このいわゆる6分の1の住宅特例から外れることになります。以上です。

○委員（鎌田正） すればその危険住宅を解体した場合は、今までの6分の1になるという、こういうことだんしな。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 前は、今もだしな、解体した場合については、6分の1が6分の6、いわゆる通常の何と言いますか、評価、固定資産税になるということです。

○委員（鎌田正） 解体、危険家屋を解体した場合も6分の6か。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） んだし。

○委員（鎌田正） すればあれだしべ、解体しても、さねほうが楽なことなんだべ、まず。税だけを見れば。

○委員長（金谷道男） 課長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 27年の税制改正ですけれども、先ほど以来ありました空き家特措法ということで、危険住宅あるいは環境面で著しく被害が認められる物について、解体しない場合であっても、いわゆる6分の6になるということです。

○委員（鎌田正） 解体しな場合でもな。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） はい、解体しない場合でも、指定されれば、6分の6。逆に言えば今まで6分の1のものが、解体しなくても6分の6と言いますか、通常の評価、あるいは課税標準になっていくということです。

○委員（鎌田正） 一番の解体するしないも否かも大事な話だけれども、やっぱり、去年、一昨年から我々市政懇談会でまわって、その問題が結構あったんだしよ、実は。したがらこれはここでは決められない問題かもしれないども、何かの機会にやっぱり解体したものについては、今までどおり6分の1になってもらわなければ、ほごす人がいなくなってしまう、逆に。税金高くなるどって、固定資産高くなるどって。そこあたりの税制改革をきちんとやってもらわねば、ここでは決められるものでは無いと思うんだのもよ、したがら何かの機会にこう、運動を展開して、これは大変な話しなんだ、6分の6と6分の1、更地にした場合、高くなったから、大した声があったんだ。市政懇談会で。これやっぱり、大事などごでねが。要点でねがと思った。かえって高くなることも大事なことなんだのもよ。解体したあとは今度税金高くなれば、やっぱり皆さん大変だよこれ。したがらそこあたり、もう少し国から、その法律の中できちんとやってもらわねば出来ないでねが。んでねば解決さねで、どこまでも解決さねでしまいよ、これ。したがら、これやっぱり、何かの機会に、国さ要望するなり、あるいはあんた方例えば、国会さよ、行って、説明会やるときに強く要望して貰いたいものだな。俺方も何かの機会あれば当然やる。文書出すとか、何かした方が良くない。何ただこれ。

○委員長（金谷道男） これは法律の問題で都会の場合はよ、今言ったように解体しなくてももう戻しちゃうよと言って、解体させるやつさ圧力かけるどって、そう尚したべのも、ここら辺の人方は逆に考えるというか。だからその場所、その場所によって、この軽減税率を元に戻すか戻さないかということの、意味はやっぱりあるかみしれねんしな。

○委員（鎌田正） 地域限定版とよ。

○委員長（金谷道男） たぶんこれは全国一律と言え、多分そっちの圧力の方が強くなるとおもうんだな。1坪何万円だということの人方なば。多分。だからこっちは逆の方が良いということであるとすればよ。

○委員（佐藤文子） 固定資産税の課税権者は市長にあるんでしょ。そうすると、そういう空き家条例等に適応して、解体せざるを得なくて補助金を活用して解体した更地に対しては、市長の権限でもって、固定資産税を低利にするというような条項を市が設ければそれで済むことじゃないの、それって。

○委員長（金谷道男） ということなのか、どうかを、今、次長何とだ、それ、税担当。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 地方税法上に基づいて課税しております。して地方税法の中にも、あるいは標準税率、あるいは軽減分ありますので、必ずしも市長が云々とい

うことで、（聞き取り不可能）住宅特例ということも地方税法の中にもありますので、それ以外の何と言います、軽減措置については、ちょっと今ははっきり、検討ともお答えできない状況ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） 今すぐに答えなくても、そういう意見が委員の中から出てきているので、ちょっと研究してもらひか。それができるかどうかということ。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 勉強させて頂ければと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（金谷道男） ほかにござひませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 大した難しく無いです。

20ページの消防団の不明者の出動の人数がこう出ているんだけど、この不明者の内容はどひう部分の内容ですか。最近は認知症の人も非常に多くなつてきているということなので、そこまでも含めたもので、こうひう人数なものでか。出動回数。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 26年度の実績ですけれども、山菜採りが7人、その他1名、計7名ということになっております。

○委員長（金谷道男） その他って何だ。

○次長兼総合防災課長（平寛二） その他は認知症の方ということでありまひす。7名ということ、男女別とか……。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 問題は、非常に認知の関係は新聞等にいっぱい出るので、消防団も普段大変ご苦労かけることも多くなると思ひうんだけど、問題はこれぐらいの予算で本当に大丈夫なものでかかぬ。39万6千円で。年間の予算これぐらいで大丈夫なものだけ。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） これにつきましても、まさか予算が無ひから出動しないということではござひませんで、予備費をお願ひしまひして対応することとしております。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そのお金にすれば一緒になるんだけど、この21ページのところに、国民雇用対策という、その説明の時に、武力（聞き取り不可能）というこうひう

話しをちょっとしたような感じがするんだけど、これも大きく見ればテロだとか、いろんなものがあるんだけど、そういうものに類似した、物として、これもここさ予算化したのかなと、5千円なばよ、今んだがらこういうものが起きた段階で、補正予算というのは得意のようだから、そういう事態に応じて補正予算でやるんだしか。やっぱり新しい予算だから、想定したものできちんと、心配ないようにやらねばねえものでねべが。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） これにつきましては、市役所にできることと申しますれば、情報提供、国から頂いた情報提供と、注意喚起ということでございます。例えば北朝鮮のミサイルであるとか、ちょっとアメリカのボストンマラソン爆破事件とか、そういうテロ事件が発生してございますので、そういう事案が発生した場合の情報提供と、注意喚起ということは市の主な役割ということになります。

○委員長（金谷道男） 大野委員

○委員（大野忠夫） ここら辺ちょっと不思議だと思うのよ。やっぱり、ちゃんと考えた予算だからって、5%削れの、2%削れて言われるから、5千円で、これらなゼロにした方が良くないか。1円だって良いんでねこれ。存置みたいにして。あとは補正でやれば良いんだべ。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 予算の内訳だけ申しあげます。

これに係る経費につきましては、消耗品5千円ということでございます。それで、なぜ昨年から減になったかと申しますと、国民法協議会というのが27年開催しないということで、その分、6万1千円、減となっております。という状況でございます。

○委員長（金谷道男） まず5千円でできるということだんしべ。

○次長兼総合防災課長（平寛二） はい。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて総合防災課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。

進藤会計管理者。

○会計管理者（進藤久） それでは私の方から会計課所管の当初予算について、ご説明申しあげます。

経常的な事務費のために、A3版の当初予算概要の資料に基づきましてご説明申しあげます。22ページをお開き願います。

2款1項7目10事業、会計管理費は、決算書等の印刷製本費など出納事務に関する経常的な事務費でございます。

続いて12款1項2目91事業、一時借入金利子につきましては、支払資金が不足した場合に借り入れた資金に対する支払利息でございます。財政調整基金、地域振興基金など一時的に流用できる基金の残高は増えてきておりますけれども、地方交付税の減額等が見込まれますので、前年度と同額の予算としております。

以下、特別会計に設定されております一時借入金の・・・。

以上、私の方の説明の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、選挙管理委員会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。藤井事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） それでは、選挙管理委員会所管の平成27年度当初予算について、ご説明申しあげます。資料の方は予算概要の24ページを使って説明して参りたいと思います。あとは中間の方に事業説明書1-2ページを中間の方に事業説明書1-2ページを中間に1ページを交えて進め申しあげます。

それでは平成27年度の予算でございますが、平成27年度は任期満了に伴いまして、秋田県議会議員一般選挙及び土地改良区5団体の総代総選挙が執行される予定でございます。最初に、当初予算概要の24ページでございますが、2款4項1目1事業の選挙管理委員会委員報酬でございますが、124万円。委員4名分の報酬でございます。

同じく10事業、選挙管理委員会事務費の78万7千円でございますが、これは選挙管理委員会事務局の事務費、それから委員研修費、それから国民投票システムの保守料などでございます。

同じく50事業、選挙管理委員会費負担金の12万1千円でございますが、これは委員会連合会に対する負担金でございます。

次の2款4項2目10事業の選挙常時啓発費の66万6千円でございますが、これは小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や、それから成人式出席者に対する記念品代など、選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。

次に主なる選挙について、ご説明いたしますので、主な事業説明書の1-2をご覧くださいと思います。

これには平成27年4月29日の任期満了に伴う秋田県議会議員一般選挙の執行経費を記載してございます。予算の額は3,475万9千円ございまして、26年度分が1,196万3千円トータルの4,672万2千円が県議会議員選挙の執行経費ございまして、いずれの年度も歳入歳出同額となっております。

平成27年度の本選挙の執行予定及び主な予算措置の内容につきましては、事業説明書の中の2番の事業の概要、この項目に詳細を記載してございますのでご覧くださいと思います。なお、この選挙の財源といたしましては、全額、15款3項1目の秋田県議会議員選挙費委託金が充当されてございます。

それでは予算概要の方の24ページに戻りたいと思います。24ページの中段以降をご覧くださいと思いますが、2款4項73目10事業でございます。続きまして76目10事業、78目10事業、79目10事業、81目10事業の5項目の予算措置は、各土地改良区の総代の任期満了に伴う、総代総選挙の執行経費でございます。なお、これらの選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、12款2項1目の各土地改良区総代選挙費負担金が充当されてございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。
佐藤事務局長。

○次長兼監査委員事務局長（佐藤智弘） それでは監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明申し上げます。

説明資料の平成27年度当初予算概要の最後のページ、25ページをご覧ください。
2款6項1目監査委員費であります。

はじめに1事業、監査委員報酬は46万8千円で前年度と同額であります。議員から選出される監査委員の月額報酬、3万9千円の12カ月分であります。

次に10事業、事務費等は65万円で、前年度と比較して12万1千円の減であります。事務局での経常的な事務経費で、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として41万7千円、監査委員、事務局職員の関係団体総会及び研修会等出席旅費、費用弁償等として23万3千円であります。

次に50事業、監査委員費負担金は5万5千円で前年度と同額であります。全国、東北、秋田県のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、全国2万6千円、東北1万1千円、秋田県1万8千円であります。

以上、ご説明申し上げましたがよろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、平成27年度大仙市一般会計予算の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、明日の10日、市民部と一緒にを行います。

【議案第61号～第66号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第61号、「平成27年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第66号、「平成27年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、各財産区特別会計のご説明をいたします。

資料につきましては、A3版の平成27年度当初予算概要で、ご説明いたします。

ページにつきましては、17ページをご覧願います。

17ページの左側をご覧願います。内小友財産区特別会計予算でございます。

27年度予算額は1,446万8千円であり、前年度に比べ1,403万8千円の増となっております。増の内訳につきましては、2の事業の概要によりご説明いたします。

はじめに、予算状況の歳入についてであります。1の財産収入の立竹木売払収入の比較欄630万円の増となっておりますが、これは、27年度実施予定の更新伐事業や搬出間伐事業に伴う、立木の売払収入によるものであります。

次に、4の諸収入の雑入が773万8千円の増となっておりますが、これも同様に、事業実施によります造林関係事業費補助金の収入分であります。

次に、歳出であります。2の財産費の山林保育経費が1,047万8千円の増となっておりますが、これは、更新伐事業及び搬出間伐事業の合計分であります。また、基金積立金が356万円の増となっておりますが、これは、間伐事業等の実施により、積立金の財源が出てきたことによります。次に、事業状況であります。更新伐事業は、内小友字小出沢地内9.85haで、事業費が960万2千円となっております。これは雑木を伐採しまして、パルプ材などとして売払いすることを目的としております。また、なら枯れ防止の役割もございました。このほか、同じ地内ではありますが、搬出間伐事業として1.2ha、事業費が87万6千円となっております。次に、財産の状況であります。表の右側にあります27年度末の予定では、土地については324ha、出資金は21万2千円、基金は2,108万9千円の見込みとなっております。次に、4の財源内訳であります。その他財源は1,437万円であり、その主なものは、立竹木売払収入と雑入の造林関係事業費補助金であります。

以上で、内小友財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、大川西根財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。27年度予算額は791万9千円であり、前年度に比べ750万3千円の増となっております。次に2の事業の概要の予算状況についてですが、歳入においては、土地売払収入が356万5千円の増、立竹木売払収入が348万円の増となっております。これは、大仙市、市の上水道事業の中で、平成27年度に宇津野台浄水場の更新工事が行われることから、この土地の所有者である大川西根財産区に対する土地買収費、並びに立木補償費であります。なお、歳出では、基金積立金が749万円の増となっておりますが、これは土地買収費や立木の補償費相当分が主なものでございます。次に、事業の状況であります。平成27年度の事業は特に予定しておりません。財産の状況については、27年度末では、土地は少し減額しまして31.3ha、出資金は15万2千円、基金は3,020万5千円の見込みとなっております。次に、財源内訳でございますが、その他財源は721万8千円であり、その主なものは、土地売払収入と立竹木売払収入となっております。

以上で、大川西根財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、荒川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

次のページ、18ページの左側をご覧ください。荒川財産区特別会計、27年度予算額は640万8千円であり、前年度に比べ418万2千円の増となっております。予算状況のうち、立竹木売払収入が198万7千円の増となっておりますが、これは27年度に実施予定の間伐事業によるものであります。また、雑入が233万1千円の増となっておりますが、これも同様に、搬出間伐事業に関する補助金によるものであります。

次に、歳出であります。2の総務費のうち、一般管理費が59万6千円の増となっておりますが、これは、今回の立竹木売払収入198万7千円のうち、荒川財産区と落合集落との分収造林契約によりまして、売払収入の30%を落合集落に交付するものであり、59万6千円が30%分でございます。そのほかには、財産造成費として358万6千円の増となっておりますが、これは、間伐等の事業費の増分であります。事業状況であります。搬出間伐事業が、協和稲沢字滝ノ沢地内4.5ha、事業費が386万2千円、除伐事業費として、協和荒川字嗽沢地内1haで、事業費が13万4千円となっております。次に、財産の状況であります。27年度末では、土地は414ha、出資金は113万8千円、基金は4,554万5,905円の見込みとなっております。次に財源内訳ですが、その他財源が589万4千円であり、その主なものは、立竹木売払収入と雑入の造林関係事業費補助金であります。

以上で、荒川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、峰吉川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。27年度予算額は、251万9千円であり、前年度に比べ288万3千円の減となっております。減の理由としては前年度、26年度は除伐事業を実施しましたが、27年度においては、特に事業がないことから、その分が減額となったものであります。2の事業の概要に移ります。予算状況のうち、歳入については、雑入が388万3千円の減となっておりますが、これは、27年度に事業がないことから、補助金分の減であります。歳出については、財産造成費が413万2千円の減となっておりますが、これは、事業予算の減によるものであります。そのほか、一般会計繰出金については124万8千円の増となっております。これは先ほど一般会計予算の中でもご説明いたしましたが、旧峰吉川駐在所跡地舗装工事費分として、一般会計に繰り出した分でございます。次に、財産状況ですが、27年度末では、土地は434ha、出資金は72万2千円、基金は、3,129万8,746円の見込みとなっております。次に財源内訳ですが、その他財源は27万円であり、その主なものは、基金繰入金であります。

以上で、峰吉川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、船岡財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

次のページ、19ページをご覧ください。左側になりますが船岡財産区特別会計予算、27年度予算額は783万4千円であり、前年度に比べ588万6千円の増となっております。

次に2の事業の概要に移ります。予算状況のうち、歳入につきましては、立竹木売払収入が322万8千円の増となっておりますが、これは27年度に実施予定の搬出間伐事業によるものであります。また、雑入が381万円の増となっておりますが、これは、事業実施による補助金によるものであります。次に、歳出であります。財産造成費が、588万円の増となっておりますが、これは昨年度に比べ、事業量が増加したことによるものであります。次に、事業状況であります。搬出間伐事業が、協和船岡字寺地地内7.22haで、事業費が619万6千円、下刈事業が同じく、寺地地内2.7haで、事業費が43万3千円となっております。次に、財産の状況ですが、土地については61ha、出資金は29万2千円、基金は5,757万7,897円の見込みとなっております。次に、財源内訳でございますが、その他財源は774万4千円であり、その主なものは、立竹木売払収入と雑入の造林関係事業費補助金であります。

以上で、船岡財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして淀川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の右側をご覧ください。27年度予算額は182万5千円であります。前年度に比べ87万5千円の減となっております。減の理由としては、前年度、26年度は除伐事業を実施しましたが、27年度においては、特に事業がないことから、その分が減となったものであります。2の事業の概要に移ります。予算状況のうち、歳入については、雑入が82万2千円の減となっておりますが、これは27年度に事業がないことから、補助金の減であります。歳出については、財産造成費が87万5千円の減となっておりますが、これもまた事業予算の減によるものであります。次に財産の状況であります。27年度末では、土地は230ha、出資金は29万円、基金は1億3,6184,642円の見込みとなっております。次に財源内訳でございますが、その他財源は128万2千円であり、その主なものは、基金繰入金であります。

以上各財産区特別会計予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより、議案第61号から議案第66号までの6件について、一括して質疑を行います。質疑のある方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【第1日目 散会】

○委員長（金谷道男） 以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日、10時から委員会2日目を開催いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後4時20分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男